
～水と緑と歴史のまちを目指して～

犬山市景観計画
(素案)

平成20年3月 策定
令和 5年3月 改訂

目 次

序 章

1. 計画の背景と目的	1
2. 景観計画の区域	3

第1章 景観形成の基本的な考え方

1. 基本理念	4
2. 目標景観像と基本目標	5

第2章 景観形成の基本的な方針

1. 景観形成方針の構成	7
2. 景観構成の要素	8
3. 類型別の景観形成方針	9
(1) 木曾の流れと里山の緑を暮らしに取り込む景観づくり	9
(2) 城の歴史と車山(やま)の文化が暮らしを彩る景観づくり	16
(3) 地域文化を生かした、歩いて楽しい、にぎわいと安らぎのある景観づくり	20
4. 骨格をつくる景観形成方針	24
(1) 景観のまとまりをつくる	25
(2) 景観の軸をつくる	26
(3) 景観の核(拠点)をつくる	27

第3章 良好な景観の形成に関する方針とルール

1. 方針とルールを設定するにあたって	29
(1) 景観計画区域を構成する地域	30
(2) 景観計画区域内の地域を構成するゾーン	32
2. 地域別の景観形成の方針とルール	34
(1) 犬山城周辺地域	34
①位置	34
②地区の景観特性	34
③良好な景観形成に関する方針	35
④良好な景観形成のための取組み	36
ア. 美しい景観づくりのルール	36
イ. 届出対象行為	38
(2) 市街地地域	39
①位置	39
②地区の景観特性	39
③良好な景観形成に関する方針	40
④良好な景観形成のための取組み	41
ア. 美しい景観づくりのルール	41
イ. 届出対象行為	42
(3) 東部丘陵・里山地域	43
①位置	43
②地区の景観特性	43
③良好な景観形成に関する方針	44
④良好な景観形成のための取組み	45
ア. 美しい景観づくりのルール	45
イ. 届出対象行為	46

3. 共通事項	47
(1) 工作物	47
(2) 開発行為	48
(3) 良好な景観の形成のため制限する必要がある行為	48
① 土石の採取及び鉱物の採掘	48
② 木竹の伐採又は植栽	49
③ 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	49
④ 太陽光パネルの設置	49
4. 届出の適用除外	50
5. その他景観配慮の取組み	51
(1) キッチンカー、イベントテントなどの景観配慮について	51
(2) 自動販売機の景観配慮について	51
6. 総括	52
(1) 建築物に関するルール	52
(2) 工作物に関するルール	56
(3) その他の行為に関するルール	56
7. 景観形成促進地区	57
(1) 景観形成促進地区とは	57
(2) 景観形成促進地区の指定要件	57
(3) 今後の取組み方針	57
8. 歴史的建築物	58
(1) 歴史的建築物とは	58
(2) 歴史的建築物の保全と除却	58
 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	
1. 景観重要建造物の指定の方針	59
2. 景観重要樹木の指定の方針	60
 第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する配慮事項	
1. 地域・ゾーン別の配慮事項	61
2. 犬山城下町屋外広告物ガイドライン	62
 第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項	
1. 道路	63
(1) 城下町ゾーン及び駅西・商業ゾーン内の道路	63
(2) 国道 41 号	64
2. 河川	64
(1) 木曽川	64
(2) 五条川、新郷瀬川	65
(3) 郷瀬川	65
 第7章 景観形成の推進	
1. 犬山市景観審議会	66
2. 木曽川景観協議会	66
 参考資料	68

序 章

1. 計画の策定と改訂

(1) 計画策定の背景と目的

犬山市は、平成5年4月施行の「犬山市都市景観条例」に基づき策定した「犬山市都市景観基本計画」により、地域の特色や個性を生かしたまちづくり、景観づくりを、他の自治体に先駆け進めてきました。

一方、国においても、平成15年7月に良好な景観の形成を国政上の重要課題として位置づけた「美しい国づくり政策大綱」が示され、平成16年6月には我が国で初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定されるなど、地方自治体が地域の特性を生かした良好な景観形成をさらに推進していくための環境も整えられました。特に景観法では、これまでの都市部を中心とした景観形成から、農山漁村などをも含めた総合的な景観形成の必要性が示されました。

こうした流れの中で、犬山市は、市全域をとらえた美しい景観づくりのための方針を取りまとめ、市民や事業者が主役となって行政と協働しながら、犬山らしい魅力のある景観づくりに取り組んでいくための“羅針盤”とするため、景観法に基づく「犬山市景観計画」を平成20年3月に策定しました。

(2) 景観を取り巻く課題と計画の改訂

「犬山市景観計画」の策定から15年が経過する中、本市では、建築物、工作物及び開発行為などを対象とした届出制度による景観誘導を主軸に、民間建築物の景観助成、景観重要建造物・樹木の指定、また公共施設の景観整備(道路の美装化、無電柱化、公共施設のデザイン誘導など)や歴史的建築物の指定と保全などを進め、景観まちづくりに対する一定の成果を上げてきました。

また、本市では、国宝犬山城とともに、江戸時代の町割りがそのまま残る「総構え¹」の城下町が、「世界遺産²」にも匹敵するものであるとの認識もされ、その価値や魅力を踏まえて、これからのまちづくりに取り組んでいくために、「犬山市歴史的風致維持向上計画」を策定し、国の認定を受けました。特に歴史的資産と人々の営みが一体となって受け継がれてきた歴史的風致の維持向上に対し、ハード・ソフトの両面から様々な施策を実施してきたところです。

しかし、時間の経過の中で人々のライフスタイルや社会経済状況は変化し、また建築物の工法や素材などが変化してきたことにより、昨今では景観づくりのルールが新たな建築物の形態意匠に合致せず、基準の形骸化が課題となっていました。

特に、犬山城下町においては、歴史的な趣きを活かした官民による様々な取組みが多くの観光客を惹きつけて東海地方を代表するような観光地になったものの、まちなみ景観の調和を崩

¹ 城のほか、城下町一帯も含めた周囲を堀や土塁で囲む、わが国では数少ない城郭の構造。武士の居城と城下町の町家全体を囲うもの。

² 1972年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に基づいて、世界遺産リストに登録された遺跡や景観、自然など、人類が共有すべき普遍的な価値をもつもの。

す誘客第一の屋外広告物の氾濫などが、歴史的なまちなみの様相を変化させる要因にもなりつつあります。

また近年では、エネルギーの安定供給の観点や導入のしやすさなどから、企業や個人宅において普及している太陽光発電システムが、市内の建築物の屋根や屋上、空き地や斜面地などにも設置されつつあり、太陽光パネルの規模、形態、色彩、設置場所などによっては、周囲の景観に影響を及ぼす恐れが生じています。

このため、これらの状況を踏まえて現計画に対する課題を検証したうえで、時代の変化に対応しつつも、良好な景観の形成と維持保全を継続的に行っていくために必要な基準や制度の見直しを行いました。

なお、改訂などを行った主な個所は、以下のとおりです。

- はじめに（改訂）
- 序 章. 1. 計画の策定と改訂（改訂）
- 第3章. 2. 地域別の景観形成の方針とルール（改訂）
- 第3章. 3. 共通事項（改訂）
- 第3章. 5. その他景観配慮の取組み（追加）
- 第3章. 6. 総括（改訂）
- 第3章. 7. 景観形成促進地区（追加）
- 第3章. 8. 歴史的建築物（追加）
- 第5章. 2. 犬山城下町屋外広告物ガイドライン（追加）

2. 景観計画の区域

本市では、これまで市全域において、一定規模以上の建築物などを対象とした届出と行為の制限に基づく景観誘導などにより、まちなみ景観の形成に対して一定の成果を上げてきました。

今後もこうした取組みは継続し、さらに美しい景観づくりへの取組みを進めていくために、引き続き、犬山市全域を景観計画の区域（以下、「景観計画区域」といいます。）とします。

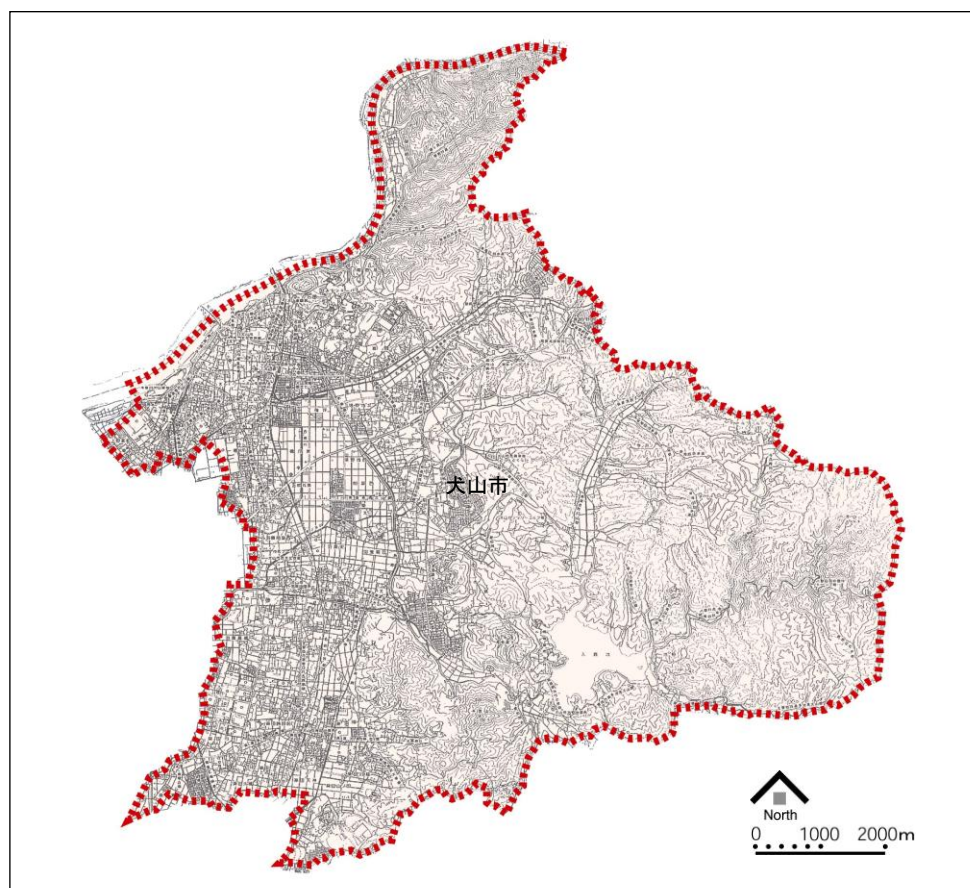


図 景観計画区域

■景観とは…

「景観」とは、眺められる“対象”を示す「景」と、それを眺める“主体”である人の目に映った印象や物事の様子などを表す「観」が組み合わさった言葉で、眺める人の価値観（「観」）を通して得られるものを表す言葉であると言えます。

つまり、「景観」とは、ある価値観を持った人の目に映るものだけでなく、音や光、香りなど五感で感じるものを含んだ、まちや地域などの姿、表情なのです。

■景観形成の意義

美しく、魅力的な景観を形成していくことは、市民のまちに対する愛着と親しみと誇りを高め、いつまでも住み続けたいという気持ちにさせる働きを生み出す一方、来訪者にとっても訪れてみたいという気持ちにさせる働きがあります。魅力的な景観が形成されることによって、まちの良いイメージが向上し、定住・交流人口の増加や経済活動の活性化を期待することができます。

さらに、地名そのものが良いイメージを想像させるようになれば、地域の資産価値も向上し、まちの将来の発展に大きく寄与していくものです。

第1章 景観形成の基本的な考え方

1. 基本理念

犬山は、東之宮古墳や青塚古墳をはじめ、市内各地に点在する古墳や、国宝犬山城とその城下町など、連綿と伝えられてきた伝統文化と古い歴史を持つまちであり、木曽の清流や市域の約半分を占める東部丘陵に代表される豊かな自然を身近に感じることができるまちでもあります。

また、丘陵地帯に存在する成田山、大縣神社などの寺社、全国的に見ても個性的な存在である博物館明治村、日本モンキーパークなどに代表される魅力的な観光施設、市東部の今井地区や池野地区などで見られる山間の農地と集落から形成される日本の伝統的な農村風景、地区計画を指定した丸山地区や橋爪・五郎丸地区、あるいは桃山台や四季の丘などの整然とした美しい住宅地、楽田や高根洞の工業団地で見られる広い敷地を有した工業団地独自の風景など、地域によってさまざまな表情を持った景観が存在します。

このように、本計画の策定当時、多様な景観要素を有する犬山市では、第4次総合計画において、将来像を「木曽の流れに古城が映え ふれあい豊かなもりのまち犬山」として位置づけ、多彩なまちの風景や営みのあるオンリーワンのまちづくりを目指していました。また、景観に関連する記述では、特に“犬山らしさ”の創造を目指し、城下町地区での景観の保全・創造や、木曽川、東部丘陵などの自然景観の保全・活用など、各地域の特色ある美しい景観づくりを住民組織などと協働で進めていくとともに、まちづくりの原動力として、犬山祭をはじめとする伝統文化の保存・継承とあわせて、郷土の特性を最大限に生かした新たな犬山文化を創造することが必要であるとされていました。

一方で、第6次総合計画では、将来像を「水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう 豊かさ実感都市 犬山」と位置付けて、「伝統」という言葉で表現された犬山の歴史・文化を、これまで培われてきたものだけでなく、これから新たに創り上げていくものも含めて捉え、次世代へつなげる持続可能なまちづくりを進めていくことを目指しています。

そうしたなかにおいて、現存する日本最古と言われる天守閣を有し、昔も今も犬山の“ランドマーク”である国宝犬山城については、改めてその価値に着目するとともに、「世界遺産」への登録を目指し、周辺地区を含めた本市の景観形成の拠り所の一つとして、さらなる検討や取り組みを進めていくことが必要であると考えています。

本計画を策定した平成20年3月より約15年が経過した現在においても、私たちは、変わることなく世界にも誇り得る歴史と文化、そして豊かな自然や優れた眺望などの多様な資源を再認識するとともに、これまでと同じように、市民や事業者、NPOなどと行政が協働して、美しく守り、育み、さらには新たな資源を創出することで、地域に愛着と親しみをもち、いつまでも暮らし続けていきたいと思えるようなまちづくり、景観づくりを目指します。

さらに広域的な視点に立てば、国宝犬山城の天守閣や成田山などからは、御嶽山(長野県、岐阜県)や伊吹山(岐阜県、滋賀県)のほか、歴史の舞台にもなった小牧山や金華山、あるいは、東部丘陵の山並みや木曾川扇状地として形成された濃尾平野など美しい景観を見ることが出来ます。こういった“視点場”からの眺望を保全するためにも、建築物や工作物の高さや色彩について規制誘導を図っていきます。

(2)城の歴史と車山(やま)の文化が暮らしを彩る景観づくり

歴史の積み重ねにより育まれた文化的なまちには、多くの市民が愛着と誇りを持つものです。犬山には、ランドマークである国宝犬山城とともに、幕末から昭和初期にかけて建てられた格子のある町家が軒を連ねる、ほぼ江戸時代の町割りのままの城下町が今なお残されています。

さらに、羽黒地区や楽田地区には、梶原景季の名馬磨墨^{かひすえ}が葬られたとされる磨墨塚^{するすみ}や、青塚古墳、大縣神社など、地域の資産にまつわる歴史浪漫がそれぞれに息づいています。

また、からくり人形を有した絢爛豪華な車山(やま)が多くの観光客でにぎわう城下町を曳き回される祭りとして、平成 18 年に国指定重要無形民俗文化財に指定され、また平成 28 年にユネスコ無形文化遺産に登録された犬山祭の車山行事をはじめ、大縣神社の豊年祭(姫の宮豊年祭)や尾張富士を舞台に行われる石上祭など、個性豊かな伝統行事が各地に脈々と受け継がれています。

このような歴史と文化に着目した景観形成においては、地域住民によるまちづくりが長年にわたって取り組まれている城下町などの地域では、これまでと同様に地域の歴史や文化を継承しつつ、観光振興などにも目を向けて、より一層愛着と親しみ、そして誇りの持てるような景観づくりを行っていくことが重要です。一方、その他の地域では、長く受け継がれてきた地域固有の歴史や伝統を地域住民一人ひとりが再認識し、地域固有の資源を守り、育み、次世代に伝えていくことで地域に対して誇りと愛着を持つことができるような景観形成を目指します。

(3)地域文化を生かした、歩いて楽しい、にぎわいと安らぎのある景観づくり

豊かで活力に満ちた産業の姿は、まちだけではなく、市民の生活も活気付けます。同時に、豊かで魅力的な生活空間が整うことで、市民の精神的な豊かさも醸成されます。

犬山には、名鉄犬山駅前などの商業・業務地や幹線道路沿いの商業店舗、犬山工業団地や高根洞工業団地など、“モノづくり愛知”の活力を支える工業地、桃山台や四季の丘など、市内各地に見られる整然とした住宅地などがあります。

このような産業や生活に着目した景観形成においては、商業地では、市民や観光客らが歩いて楽しめる、にぎわいに満ちた景観を、工業地では、周囲の自然や市街地との調和を意識した建築物や工作物の形態意匠への配慮と緑化により潤いと開放感のある景観を、住宅地では、それぞれの地域文化を守り育みながら、ゆとりと安らぎの感じられる景観をそれぞれ形成していくことを目指します。

また、商業地や工業地に多く見られる屋外広告物は、にぎわいを創出する効果がある一方、歴史的なまちなみやその周辺では景観の阻害要因になるなど、景観を大きく左右するものであるため、表示・掲出物件について積極的な誘導を図っていきます。

第2章 景観形成の基本的な方針

1. 景観形成方針の構成

本章では、景観形成の基本的な方針を整理しています。

景観形成の基本的な方針は、施策への展開をさまざまな立場や場面からイメージしやすくするために、次の2つの視点から整理しています。

2つの視点とは、景観構成要素そのものが有する特性に配慮して景観形成の方向性を示した「類型別の景観形成方針」と、まちの個性を引き立て、まちのイメージをさらに高めていくための方向性を示した「骨格をつくる景観形成方針」です。

●類型別の景観形成方針

河川やため池、歴史的建造物、観光・レクリエーション施設などの、景観の構成要素に着目した景観形成方針を示し、景観形成を進めることで、市域全体の秩序ある景観を形成していくことを目的とします。

●骨格をつくる景観形成方針

景観のまとまりや軸などの、犬山を代表する景観資源(骨格)に関する景観形成方針を示し、景観形成を進めることで、犬山の個性やイメージを高めていくことを目的とします。

2. 景観構成の要素

景観構成要素は、「目標景観像」を達成すること、言い換えれば、「目標景観像」を支える「基本目標」を達成することが必要であることから、先に整理した3つの「基本目標」に沿って、以下のように整理しています。

表 景観構成の要素

景観類型	
基本目標	景観構成要素
木曽の流れと里山の緑を 暮らしに取り込む 景観づくり	●河川 ●ため池 ●東部丘陵 ●里山 ●田園 ●市街地の緑・都市公園・緑地 ●眺望
城の歴史と車山の文化が 暮らしを彩る 景観づくり	●歴史的なまちなみ ●歴史的建造物 ●文化財 ●祭礼
地域文化を生かした 歩いて楽しい にぎわいと安らぎのある 景観づくり	●工業系地域 ●商業・業務系地域 ●観光・レクリエーション施設 ●住居系地域 ●道路 ●鉄道・駅

3. 類型別の景観形成方針

3つの基本目標に沿って類型化した景観構成要素ごとの形成方針を整理しています。

(1) 木曽の流れと里山の緑を暮らしに取り込む景観づくり

① 河川

岐阜県との県境に流れる木曽川は、栗栖地区の緑豊かな山林や、国宝犬山城とその周囲の緑と一体となって美しい景観を形成しています。また、木曽川うかいや遊覧船などの船上から見る景観も美しく、犬山を代表する景観の一つです。

このため、河川沿いの緑と国宝犬山城周辺の地域を一体的にとらえ、それぞれの要素が調和した美しい景観を、対岸の岐阜県側からの視点にも考慮し、木曽川景観協議会³との連携を図りながら、広域的な保全・創造の取組みを進めていきます。

一方、郷瀬川、新郷瀬川、五条川、半ノ木川などに沿って、美しい桜並木があり、地域住民の散歩道などとして利用されています。このように特徴的な景観を持つ河川では、その特性を生かしながら、長く愛される水辺空間としての景観形成を目指します。

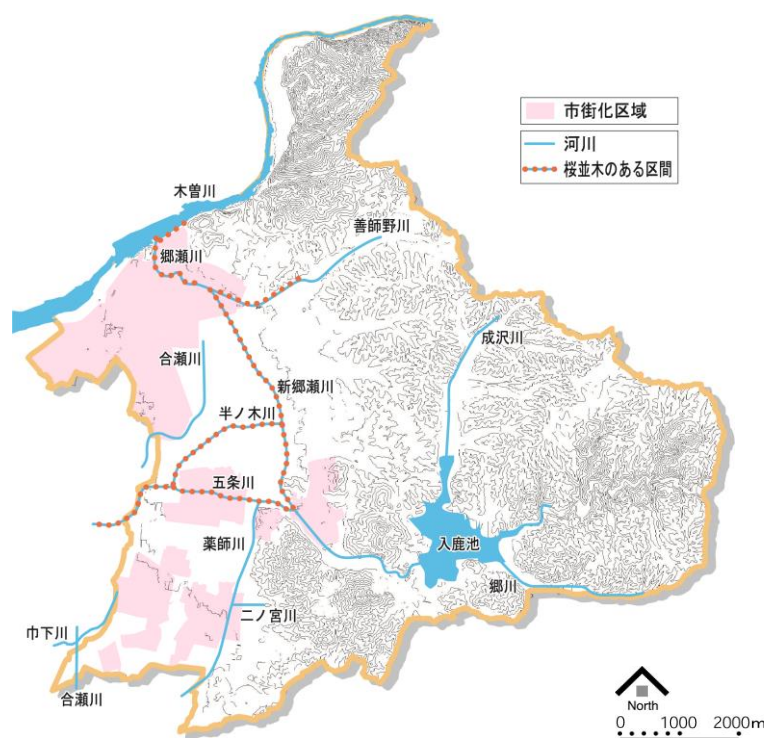


図 主な河川と桜並木のある区間



木曽川



新郷瀬川

資料：犬山市

³ 「木曽川景観協議会」：平成17年8月に、木曽川中流域の河川と河川沿いの市街地について、その景観の保持・創造を図るため、共に景観行政団体である岐阜県各務原市と犬山市とが「県」という枠を越えて、「木曽川景観協議会」を設立しました。この協議会では、木曽川景観の保全・創造のためのルールや方針などを記した「木曽川景観基本計画」を策定し、美しい木曽川景観の実現のために、両市が連携を図りながら一体的な取組みを行っています。

【木曽川】

犬山市だけでなく、愛知県、岐阜県の複数の市町村に関わる広域的な景観資源でもある木曽川の景観形成の方針を検討するため、河川付近の資源を整理します。

木曽川の断崖の上にそびえ建つ国宝犬山城の威風堂々とした姿は、周囲の木々の緑と相まって、木曽川景観のシンボリックな存在となっています。

犬山城周辺は、古くから交通・物流の要衝で、対岸の各務原市や坂祝町へ木曽川を渡る旧街道が伸び、往時から多くの人や物資の往来が見られたそうです。当時、木曽川を渡ることができた場所は、北から「栗栖の渡し」、「内田の渡し」、「鵜飼の渡し」の3箇所あったそうですが、現在、その名残として付近に常夜燈や石畳が見られます。

木曽川は、「木曽川うかい」や「木曽川遊覧船」など、観光資源としても利用されています。「木曽川うかい」は、360余年もの伝統を誇る漁法で、夜空に浮かぶ犬山城を背景に、歴史と情緒を感じさせる鵜匠の巧みな綱さばきと鵜の妙技が、かがり火によって浮かび上がる幻想的な光景は、多くの観光客の目を楽しませています。また、材木を伊勢湾へ運ぶ水運が行われていた美濃太田から犬山橋下までの区間は、ドイツのライン川にも例えられる美しい風景を楽しむことができます。

また、木曽川沿いには、桃太郎神社や木曽川犬山緑地などの観光・レジャー施設がいくつかあり、犬山の自然や歴史などを楽しむことができる場所となっています。

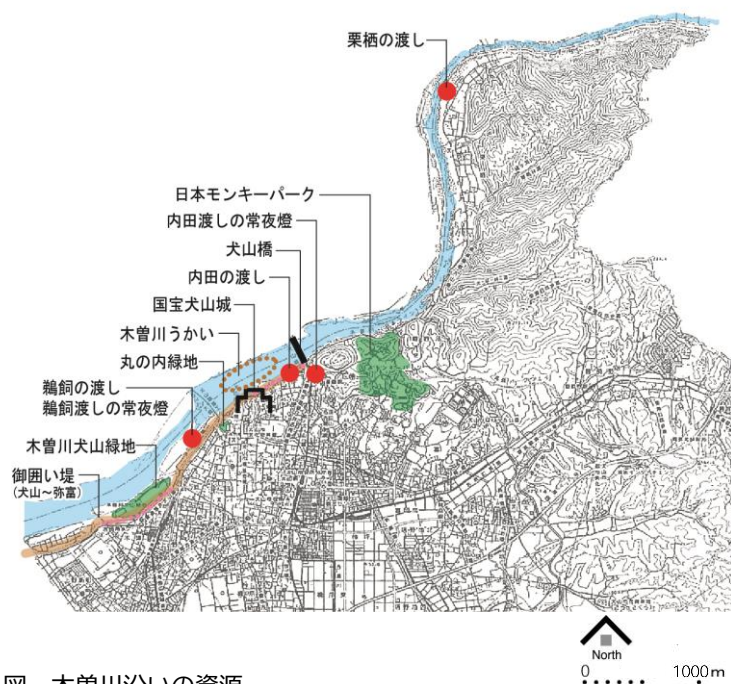


図 木曽川沿いの資源

資料：犬山市



木曽川うかい



木曽川の堤防（御囲い堤）

②ため池

市内には、入鹿池や中島池をはじめ、大小のため池が多数あり、そのほとりが眺望のポイントとなっています。特に、平成 27 年に世界かんがい施設遺産に登録された入鹿池は、市南東部の玄関口に位置し、博物館明治村へのアクセス道路が池のそばを通ることから、犬山のイメージを形成する上でも重要な場所です。

これらは、市内外からの来訪者に対して魅力ある自然、あるいは良好な眺望を提供する場所となるよう、周囲の自然環境の保全に努めます。

また、親水空間や池をつなぐ散策路などの整備を行い、来訪者だけではなく、市民にとっても自然を身近に感じることのできる場を提供していきます。

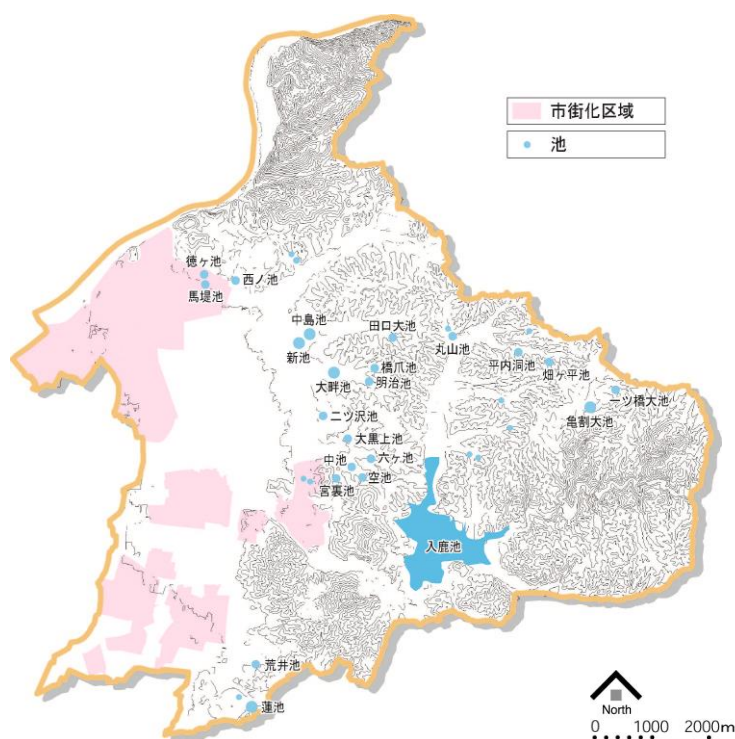


図 主なため池



入鹿池



中島池

資料：犬山市

③東部丘陵

東部丘陵は、外縁部に雄大な斜面緑地を形成しており、市街地にとって緑豊かな背景となっています。東部丘陵を通る東海自然歩道では、豊かな自然に直接触れることができます。

しかし、山腹の一部には住宅地や学校などの各種建築物などが多数見られ、緑の連続性や一体感が薄れているところもあります。

このため、東部丘陵では緑地の保全を行うとともに、山並みなど、美しい自然景観の連続性を阻害しないよう、建築物の形態・意匠・色彩などに配慮しながら、周囲の景観との調和を図るよう促していきます。

また、一部地域に見られる採石場は、岩肌をあらわにし、美しい自然景観を阻害するものだけに、今後も採石後の用地では、緑の修復などを促していきます。

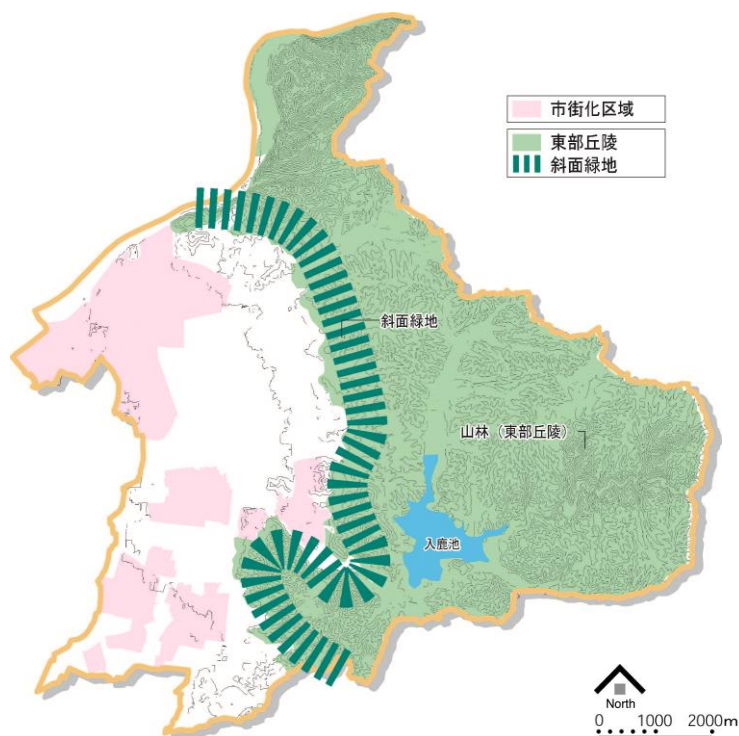


図 東部丘陵と景観を特徴づける斜面緑地

資料：犬山市



東部丘陵（栗栖地区）



東部丘陵（今井地区）

④里山

東部丘陵の外縁部には、農村集落や田畑、山の木々が一体となった郷愁を感じさせる里山の景観が見られます。

これらの里山は、四季を彩る野の花や虫の音、小川のせせらぎなどの自然を身近に感じさせてくれる貴重な自然が豊かに残った環境となっています。

こうした場所は、市民が気軽に自然にふれることのできる場として、また、多様な生物が生息する貴重な自然環境として、周囲の田畑や農村景観との調和を図りながら保全に努めます。



犬山里山学センター

⑤田園

市内には、それぞれの地域に特徴的な田園景観が見られます。

羽黒・楽田地区などの市街地に隣接し、区画の整った田園では、第一次産業の生産基盤となるほ場の適切な維持管理を促すとともに、地域にゆとりと潤いをもたらす資源として景観の保全に努めます。一方、今井や池野地区などの山間に形成された棚田は、周囲の農村集落と調和した郷愁を誘う美しい景観を構成する資源として保全に努めます。

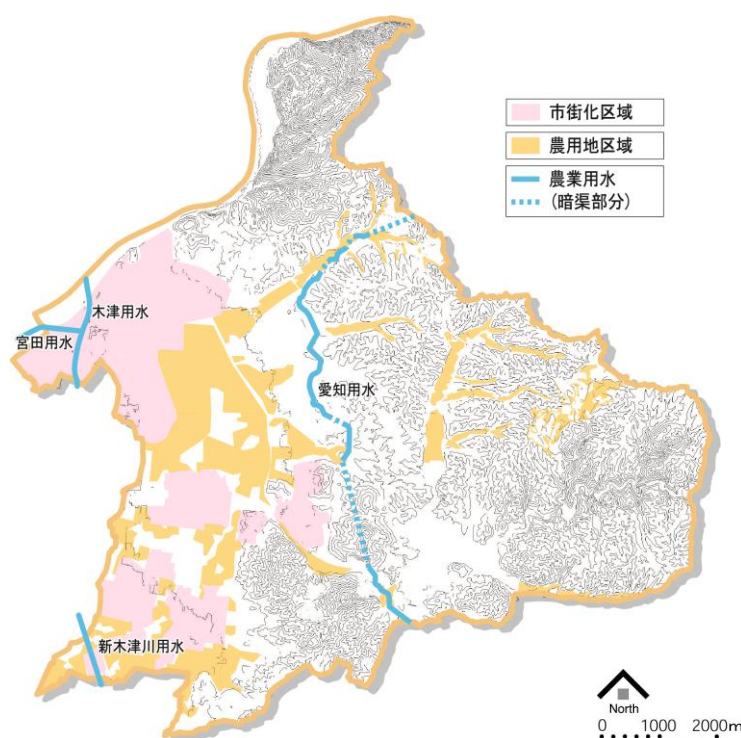


図 主な農地

資料：犬山市



市中央の田園（羽黒地区）



市東部の山間の田園（今井地区）

⑥市街地の緑・都市公園・緑地

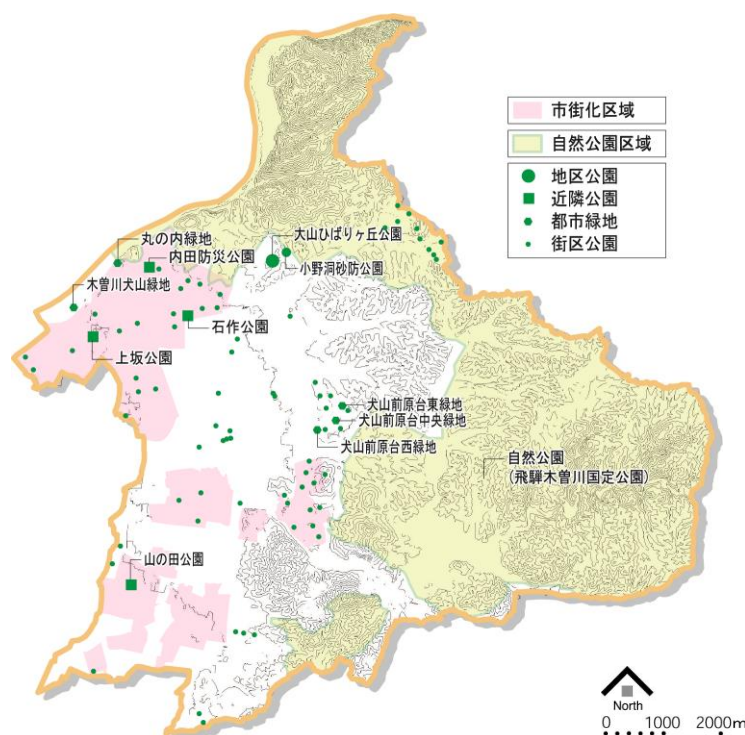


図 公園・緑地

資料：犬山市

緑豊かな自然景観が広がる東部丘陵を含む市郊外に比べると、市街地では緑による潤いがさらに必要です。

このため、公園・緑地の計画的な活用を図るとともに、地域の実情に合わせて、住宅や店舗の庭先など身近な空間での緑化を促します。



内田防災公園

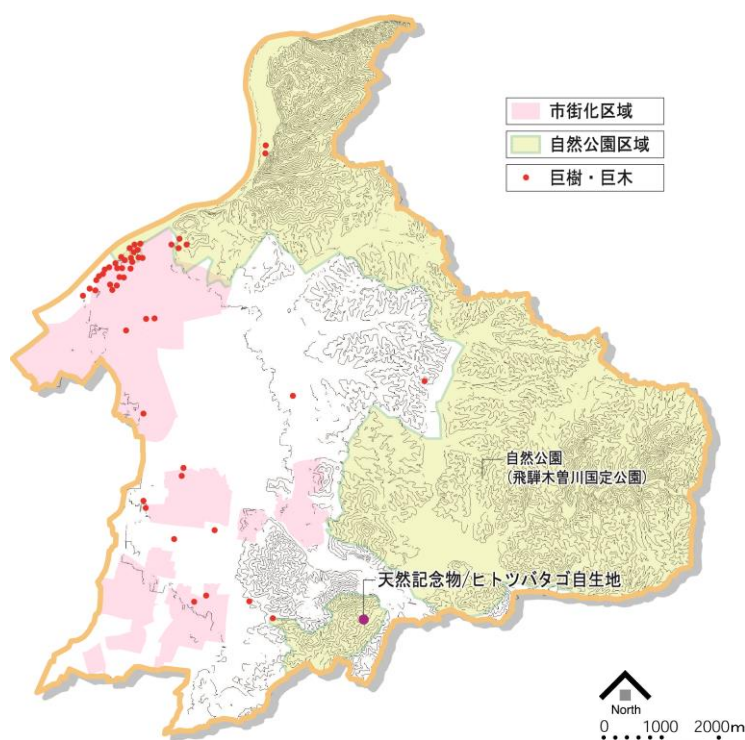


図 巨樹・巨木

資料：犬山市

市内には樹高や幹回りが大きく、地域のシンボルとなっている巨樹巨木が多数見られます。

これらの巨樹巨木を保全し、それぞれが持つ歴史や物語に着目して、地域の歴史的、文化的な景観形成に生かします。



国指定天然記念物ヒトツバタゴ自生地

⑦眺望

地形に起伏の少ない市西部においては、ランドマークとなる国宝犬山城を城下町(本町通り)や木曾川犬山緑地などから眺めることができます。一方、国宝犬山城の天守閣からは、濃尾平野を一望することができるほか、晴天時には小牧城や岐阜城、また、遠くに御嶽山(長野県、岐阜県)や伊吹山(岐阜県、滋賀県)を眺望できます。

しかし、近年、高層建築物や電波塔などの構造物の計画や建設が進んでいるため、この先、眺望が阻害される恐れがあります。

このため、今後は国宝犬山城などの視点場からの眺望を保全するとともに、青塚古墳などの歴史的な資源の周囲では、それらの資源が開発などにより埋もれてしまわないよう、周囲における建築物の高さなどについて検討し、地域の歴史情緒などの保全を目指します。



国宝犬山城から木曾川を眺める



国宝犬山城から尾張富士を眺める



資料：犬山市

(2)城の歴史と車山(やま)の文化が暮らしを彩る景観づくり

①歴史的建造物

本市を代表する歴史的建造物には、日本最古の天守閣と言われる国宝犬山城があげられます。また、その城下町にも歴史的な趣の残る寺院や町家を多数あげることができます。

このような歴史的建造物は、長い時間をかけて形成されてきた貴重な資源であるとともに、地域の歴史や伝統を後世に伝え、残していくための歴史的な価値を持った資源ですが、建造物の老朽化や維持管理の難しさから、建替えが必要なものも少なくありません。

このため、文化財保護法に基づく「登録有形文化財」に登録するなど、可能な限り原形を保全するために諸制度を活用し、適切に維持していくとともに、市民や観光客に開放するなどして観光振興としての活用も進めます。



国宝犬山城

②歴史的なまちなみ

城下町には、虫籠窓^{むしこまど}、連子格子^{れんじこうし}などの意匠を持ち、切妻平入りを基本とした“厨子二階”^{つしにかい}の町家が軒を連ねる歴史的なまちなみが見られます。しかし、こうしたまちなみは、個々の建築物の建替えや取り壊しにより徐々に失われています。

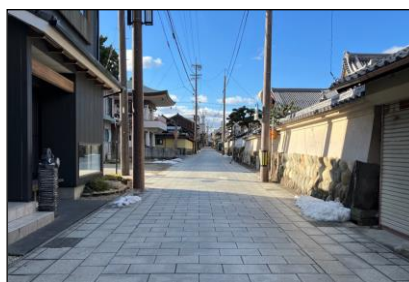
このため、残された貴重な歴史的建築物を保全・修復していくための制度を引き続き充実させるとともに、地域住民との協働により、それぞれの地域の特色ある景観形成を図ります。さらに、来訪者が歩いて散策できるよう、歴史的建築物やまちなみを紹介する案内板や誘導のための標識などの設置、休憩施設を適切に維持管理します。

また、犬山市内には、かつて稲置街道^{いなぎ}(犬山街道)、木曾街道(上街道、本街道)、栗栖街道などが通っており、沿道には橋爪、五郎丸、羽黒、楽田、善師野、栗栖などの集落が位置していました。しかし、まちの発展に伴う道路整備や建築物の建替えなどにより、沿道では歴史的な面影が失われ、現在ではわずかに道標などがその名残をとどめる程度です。

このため、国宝犬山城を中心としたまちの形成を裏付け、また、往時の面影を偲ぶことのできる街道とその沿道のまちなみ(集落)に着目して、地域住民との協働により歴史的な面影を生かしたまとまりのあるまちなみの形成を目指していきます。



犬山城下町（魚屋町通り）



犬山城下町（寺内町通り）

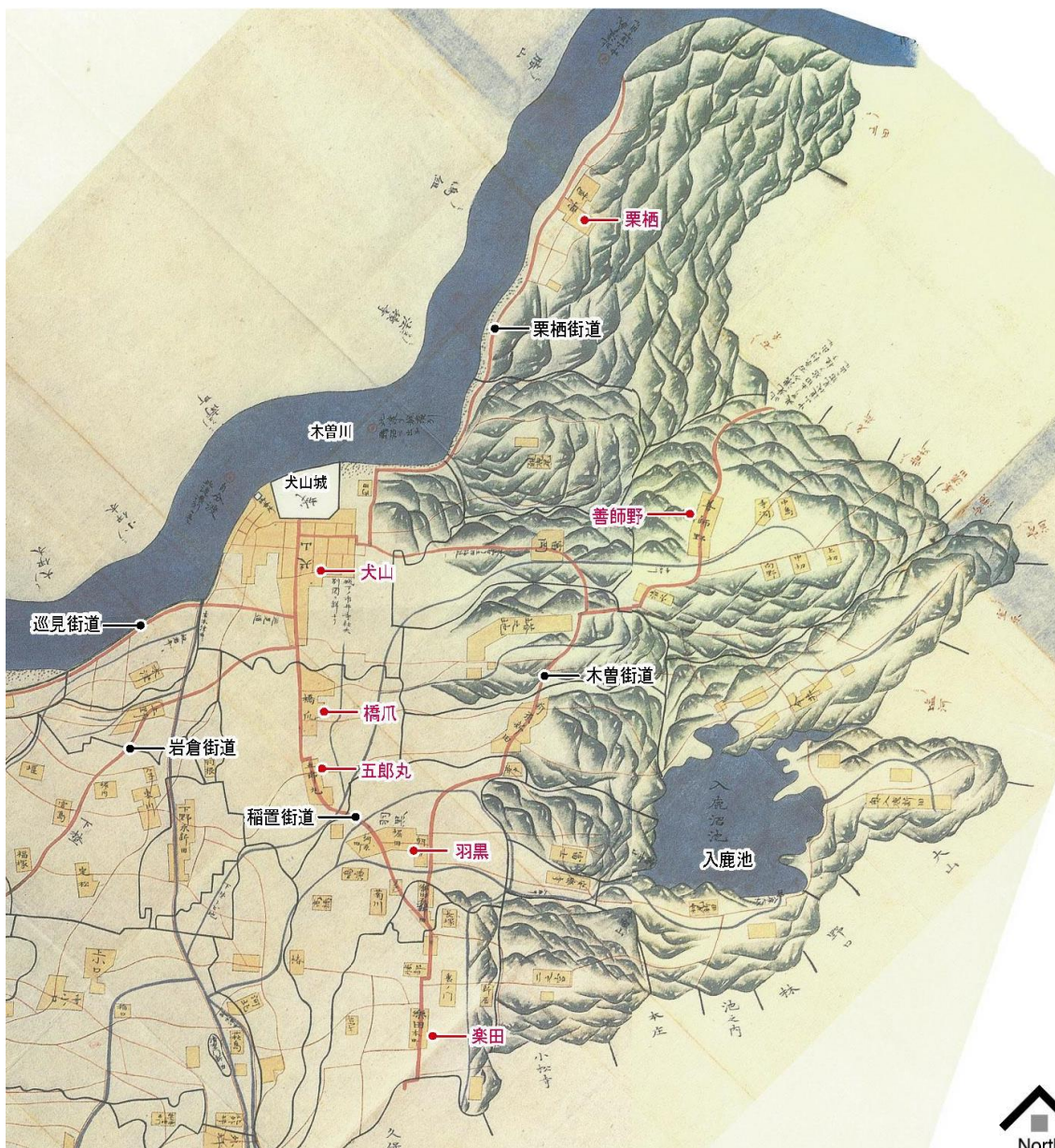
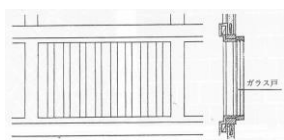
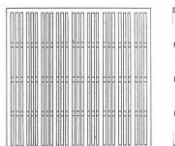


図 集落と街道

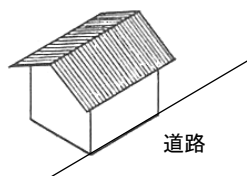
資料：尾張古地図集



■虫籠窓（むしかまど）
虫籠（むしかご）のように目を細かく組んだ格子をはめた窓。窓枠などを漆喰塗として防火構造にしたもの。



■連子格子（れんじごうし）
窓や扉の一部などに立て並べてはめこんだ木または竹の格子のこと。



■切妻平入り（きりつまひらいり）
棟から両側に流れる勾配屋根を持ち、軒が道路に平行している建築物の状態のこと。



■厨子二階（つしにかい）
2階の天井が低く、虫籠窓がある建築物。江戸時代から明治時代に流行った様式で、大名行列を見下ろさないよう2階の天井が低く抑えられていた。

③文化財

国宝犬山城をはじめ、国宝茶室如庵や大縣神社、東之宮古墳、青塚古墳といった文化財は、地域のシンボルであり、それぞれの地域の歴史や文化を象徴する重要な資源となっています。

また、市内には、城下町内にある町家や蔵など、32カ所151件(うち、博物館明治村内57件、令和4年12月3日現在)もの「登録有形文化財」があります。

これらの文化財の持つ歴史的な価値などを改めて認識し、それらを生かしながら、地域住民が愛着と誇りの持てる景観形成を進めます。

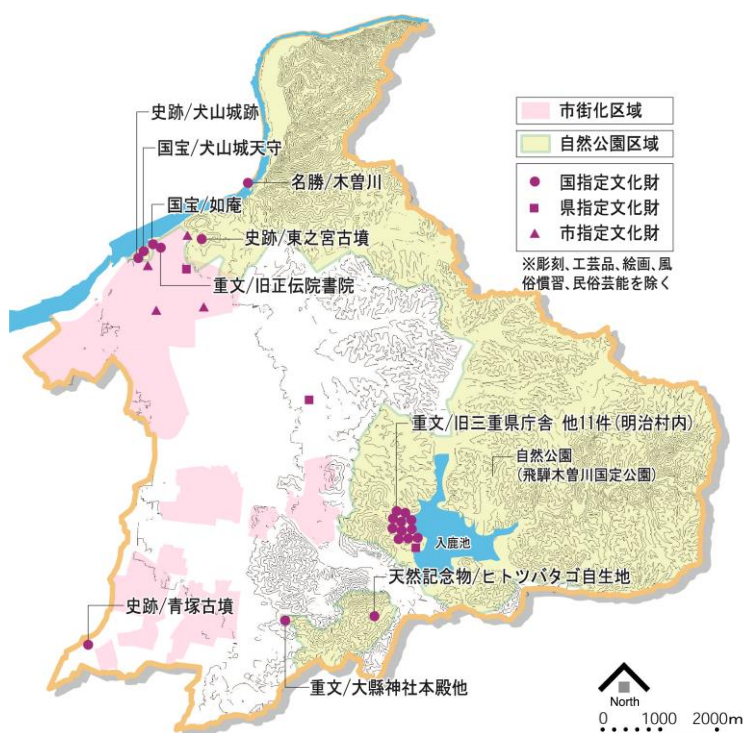


図 文化財

資料：犬山市



青塚古墳（国指定史跡）



如庵（国宝）

④祭礼

犬山には、犬山祭(針綱神社の祭礼)をはじめ、尾張富士の石上祭、大縣神社の豊年祭など、地域を代表する祭礼が各地に残され、今に伝えられています。これらの祭礼は、地域の歴史と文化を色濃く表すとともに、まちなみに溶け込むことで一層魅力あるものとして映えます。

このため、祭礼そのものの保存はもちろんのこと、地域の歴史的な建築物や自然景観の保全を図るとともに、景観を阻害する要素の整序を行っていきます。



犬山祭（針綱神社の祭礼）

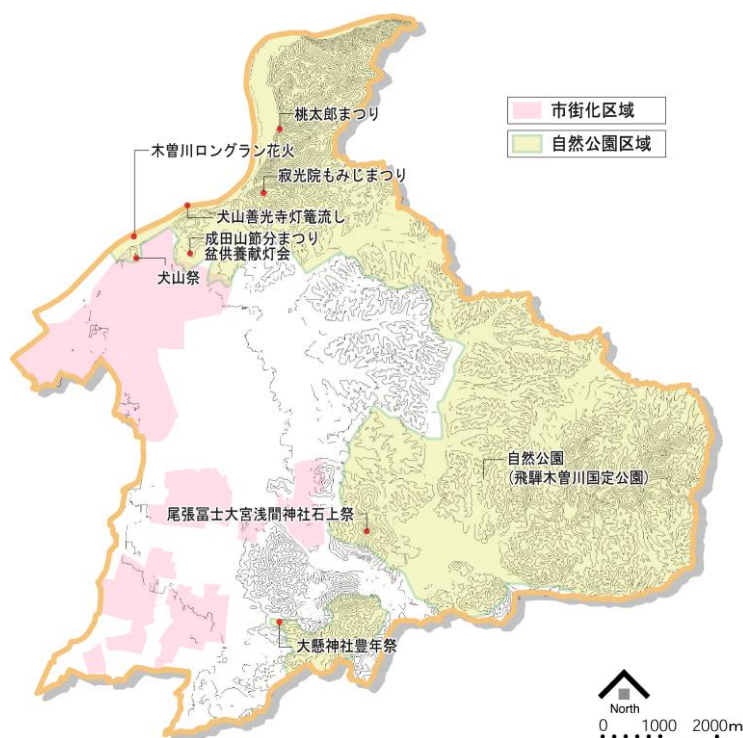


図 主な祭り

資料：犬山市



尾張富士大宮浅間神社石上祭



大縣神社豊年祭

(3)地域文化を生かした、歩いて楽しい、にぎわいと安らぎのある景観づくり

①工業系地域

犬山には、犬山工業団地と高根洞工業団地の2つの大規模な工業団地があります。また、市街化調整区域内において、都市計画マスタープランにて産業集積誘導エリアを定めています。それら工業団地等の各工場では、敷地内での緑化(緩衝緑地の整備)が行われていることもあり、緑豊かな景観が形成されています。しかし、道路側にネットフェンスなどを設け、敷地側(建物側)に樹木を植えている工場が多いため、道路から工場を見た際に、フェンスなどの工作物が緑豊かな工場地景観を阻害している場合があります。

このため、こうした工場敷地の周囲に見られる緑の保全や創出を積極的に進めるとともに、道路からの景観にも十分配慮するよう促します。

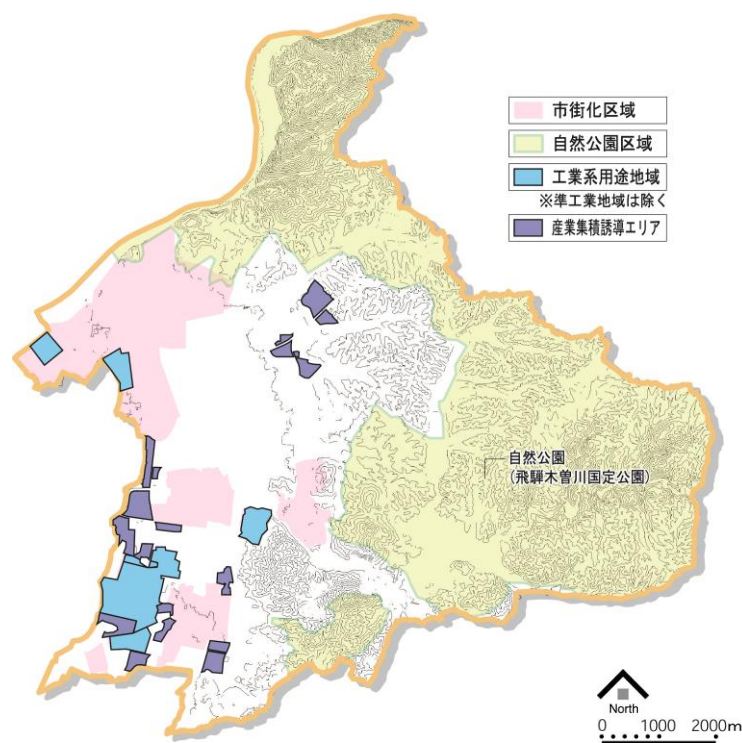


図 工業系用途地域等

資料：犬山市



犬山工業団地



高根洞工業団地

②商業・業務系地域

現在、名鉄犬山駅周辺にはまとまった商業地と業務地が形成されています。これらの地域は市民の利便施設であると同時に、観光地の玄関口としての役割も担っています。

また、名鉄羽黒駅や楽田駅周辺にも商業地や業務地があります。

このため、中心市街地では、犬山らしさを持った特色あるまちのにぎわいを演出し、歩いて楽しい空間が連続するような景観形成を進めます。一方、沿道などでは屋外広告物の整序を進めるとともに、周囲のまちなみや近隣の住宅地などを意識し、派手な色彩の外壁やきらびやかな

電飾を備えた建築物が建築されないよう配慮を促していきます。



名鉄犬山駅前（西側）



名鉄羽黒駅前

③観光・レクリエーション施設

市では、公共施設や主要な観光施設などへの誘導を行うため、主要な道路などで一定のデザイン規格に基づく景観に配慮したサイン案内板の設置を進めています。

このため、観光・レクリエーション施設がサイン案内板を設置しようとする際は、官民の協力により、周囲の景観への配慮や施設のより良いイメージを形成するものとなるよう、施設管理者への啓発などに取り組みます。



博物館明治村（正面玄関）

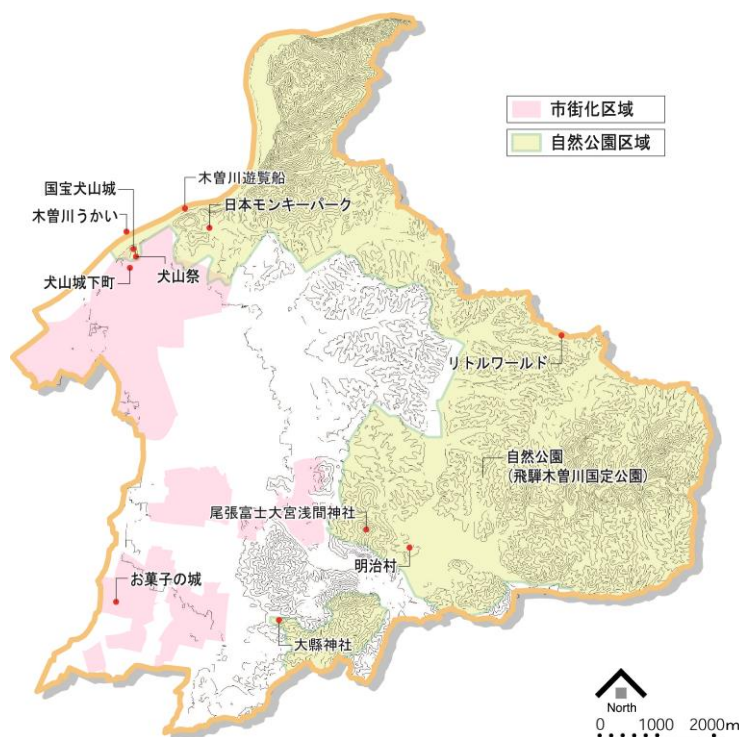


図 主な観光地



遊覧船



案内板

資料：犬山市観光協会

④住居系地域

新たに整備される住宅団地では、地区計画制度などを活用し、周囲の自然環境に配慮したまちなみの形成を図るなど、地域住民の努力が続けられています。

このため、住宅地では、これまで取り組んできたように、建築物の高さや用途の制限、生け垣の設置などを盛り込んだ地区計画制度の活用や建築協定、緑化協定などの制定を地域住民に促し、美しく住みよい住宅地の形成を進めていきます。

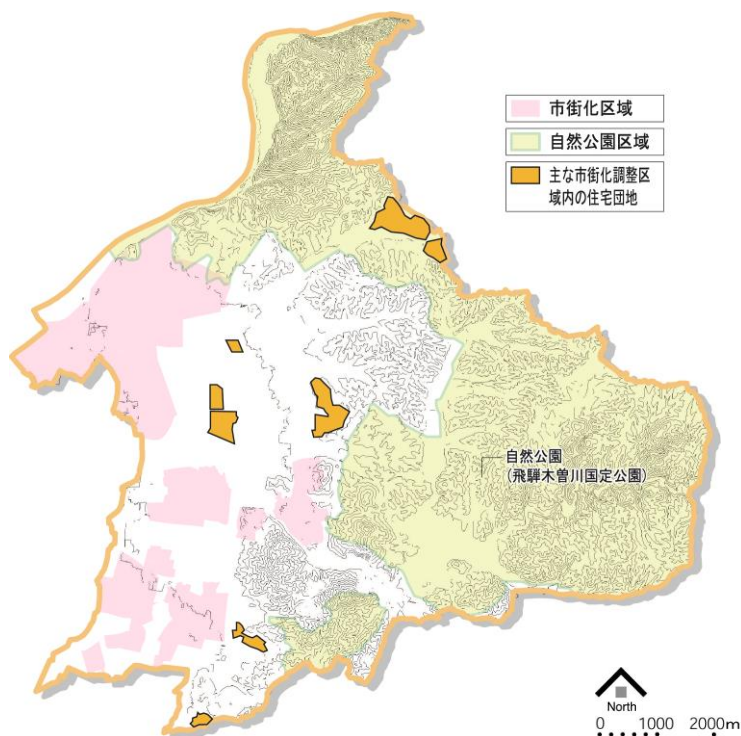


図 主な住宅団地

資料：犬山市

⑤道路

主要道路沿いに建つ商業店舗や事務所ビルの形態・意匠などにより、まちの景観は大きく印象づけられます。

このため、沿道に建つ商業店舗や事務所ビルなどの形態・意匠に関しては、地域の特性に配慮しながら修景を施し、さらに建築物に取り付けられた屋外広告物や田園の中に立てられた野立て看板などに関して良好な沿道景観となるよう企業などに対し整序を促します。

一方、近隣住区(およそ一つの小学校区の広さの区域)の骨格をなす道路や、地域住民が日常利用する道路は、歩行者の視点に立ち、安全性に配慮しながら景観形



図 主要な道路

資料：犬山市

成を進めます。

また、主要道路では、沿道のまちなみ景観と調和するよう地域の特性に配慮した道路施設などの整備を行います。

⑥鉄道・駅

名鉄犬山線や小牧線、広見線の各沿線など、田園の中に設置する野立て看板については、田園景観やその背後に見られる山並みなどの自然景観への眺望を遮らないように配慮を求めます。こうした屋外広告物に対しては、広告主や屋外広告物業者に対して適切な指導や整序を促していきます。

一方、鉄道駅は、それぞれの地域にとっての玄関口であることから、各駅とその周辺は、地域の景観特性にふさわしい顔づくりのため、地域住民と行政、鉄道事業者などで調整を図りながら、地域の特性に配慮したにぎわいと活気を感じられる景観形成を目指します。特に名鉄犬山駅の西口は、国宝犬山城や城下町へ向かう玄関口として、観光都市にふさわしい景観形成を進めます。

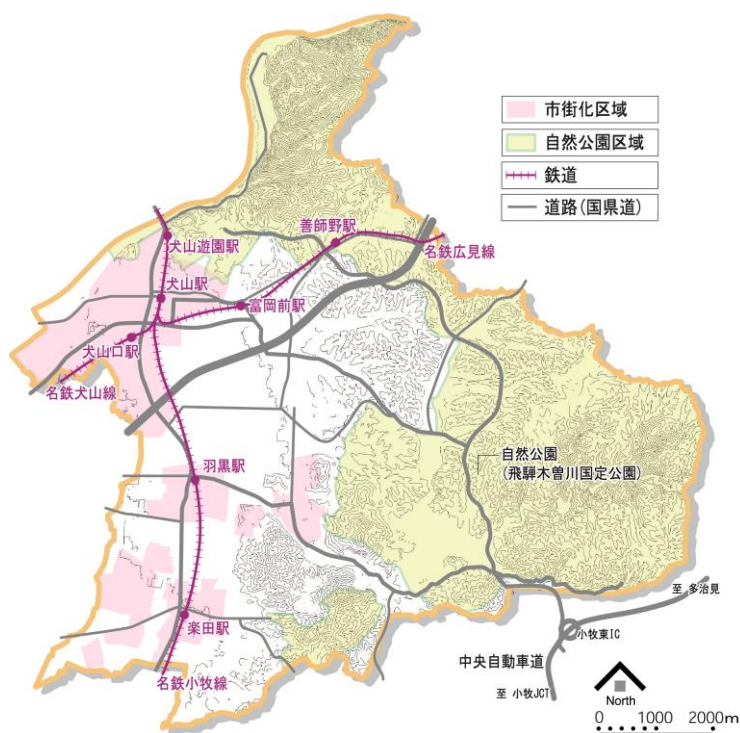


図 鉄道(駅)

資料：犬山市



名鉄犬山駅（西口）



名鉄楽田駅（東口）

4. 骨格をつくる景観形成方針

犬山の個性を際立たせる景観を形成していくためには、市全体の空間構造が整然とし、視覚的に分かりやすくなっていることが必要です。

また、空間構造を構成する要素が、犬山の個性を形作るものとして、市民はもとより、来訪者にとっても共感し得るものであることが必要です。

このため、ここでは本市の骨格をつくる景観を、「まとまり」、「軸」、「核（拠点）」の3つの視点から整理します。

「まとまり」をつくる要素は、雄大な自然景観や市街地景観など、景観にまとまりが感じられるもの（景観のまとまりをつくる）を対象とします。「軸」をつくる要素は、主要幹線道路や河川などのように連続性を感じるもの（景観の軸をつくる）を対象とします。そして「核（拠点）」をつくる要素は、犬山の顔となり、誰もが犬山を象徴すると感じる拠点としてとらえることができるもの（景観の核（拠点）をつくる）を対象とします。

表 骨格をつくる景観要素

	木曾の流れと里山の緑を暮らしに取り込む景観づくり	城の歴史と車山の文化が暮らしを彩る景観づくり	地域文化を生かした歩いて楽しいにぎわいと安らぎのある景観づくり
まとまり	・東部丘陵 ・本市中央部の田園	・犬山城下町	・犬山橋とその周辺のまちなみ ・名鉄犬山駅周辺のまちなみ ・名鉄犬山口駅周辺のまちなみ ・名鉄羽黒駅周辺のまちなみ ・名鉄楽田駅周辺のまちなみ
軸	・斜面緑地（東部丘陵） ・木曾川 ・郷瀬川 ・新郷瀬川 ・五条川	・稲置街道（犬山街道） ・木曾街道（上街道、本街道）	・国道 41 号 ・主要地方道春日井各務原線 ・尾張パークウェイ ・名鉄小牧線、犬山線、広見線
核（拠点）	・入鹿池 ・尾張富士	・国宝犬山城 ・大縣神社 ・青塚古墳 ・東之宮古墳	・犬山橋とその周辺 ・名鉄犬山駅 ・名鉄犬山口駅 ・名鉄羽黒駅 ・名鉄楽田駅

(1)景観のまとまりをつくる

景観の「まとまり」をつくる要素は、山林などの雄大な自然や田園、あるいは住宅地など、景観にまとまりがあり、スケールを感じさせてくれるものを対象とします。

「景観のまとまりをつくる」ためには、同じ要素がまとまることで作り出される景観に配慮するとともに、東部丘陵の山並みや田園に代表される自然資源が市街地や集落の背景として重要な景観要素となることを踏まえて、それらの周囲でまとまりある景観の視界を遮る、または連続性を阻害する行為を抑制するなどして、良好な景観形成に取り組んでいきます。

表 「景観のまとまり」をつくる景観要素

	木曽の流れと里山の緑を暮らしに取り込む景観づくり	城の歴史と車山の文化が暮らしを彩る景観づくり	地域文化を生かした歩いて楽しいにぎわいと安らぎのある景観づくり
まとまり	・東部丘陵 ・田園（本市中央部）	・犬山城下町	・犬山橋とその周辺のまちなみ ・名鉄犬山駅周辺のまちなみ ・名鉄犬山口駅周辺のまちなみ ・名鉄羽黒駅周辺のまちなみ ・名鉄楽田駅周辺のまちなみ

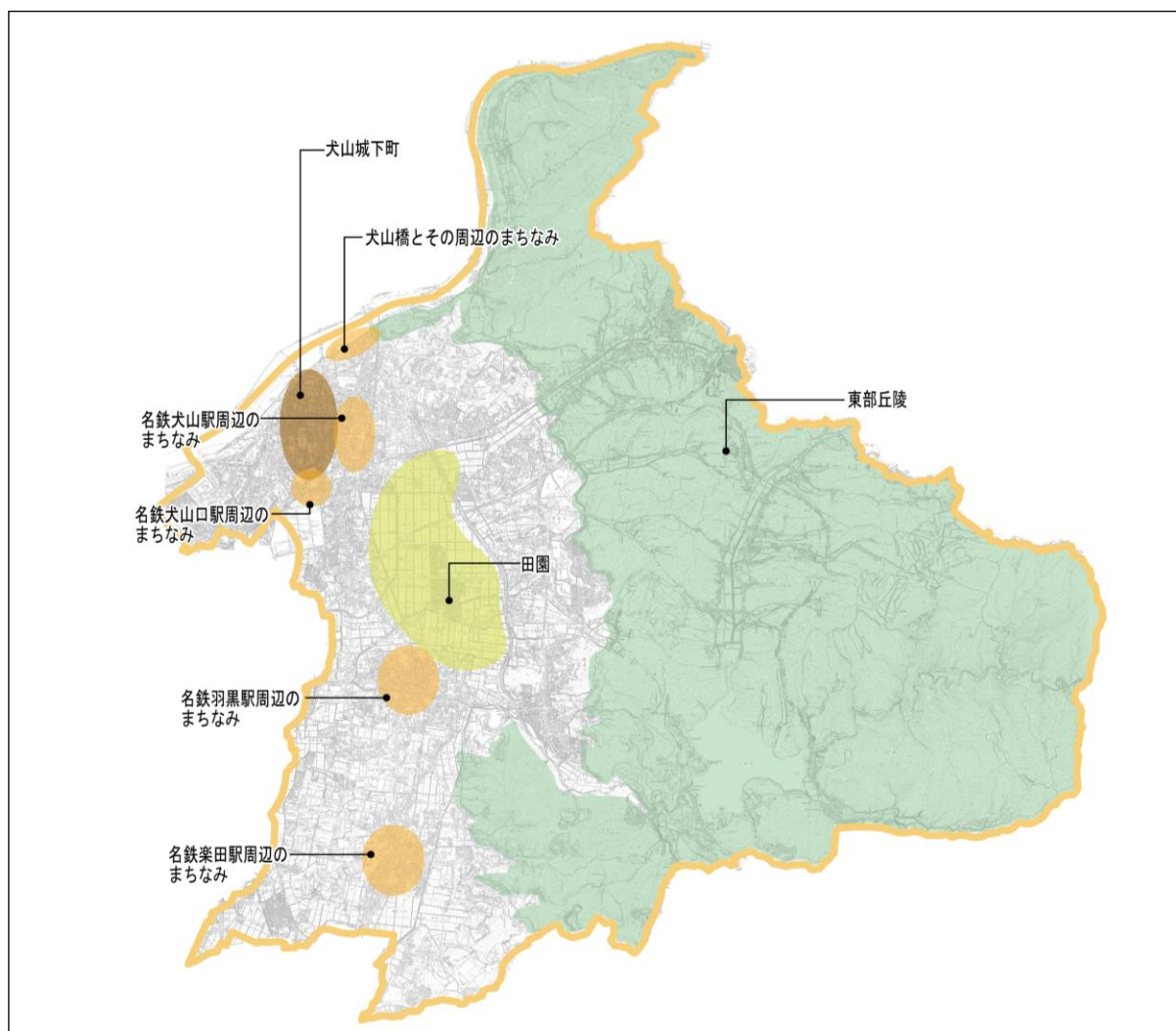
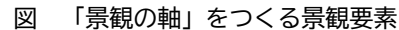


図 「景観のまとまり」をつくる景観要素

(2) 景観の軸をつくる

「景観の軸をつくる」ためには、道路や河川そのものの美しさに磨きをかけるとともに、特に道路や鉄道では、車窓などから見える風景について、周囲の自然や歴史などの景観との調和に配慮した景観形成に取り組んでいきます。

	木曽の流れと里山の緑を 暮らしに取り込む 景観づくり	城の歴史と車山の文化が 暮らしを彩る 景観づくり	地域文化を生かした 歩いて楽しい にぎわいと安らぎのある 景観づくり
軸	・木曽川 ・郷瀬川 ・新郷瀬川 ・五条川 ・斜面緑地（東部丘陵）	・稲置街道（犬山街道） ・木曽街道（上街道、本街道）	・国道 41 号 ・主要地方道春日井各務原線 ・尾張パークウェイ（県道 49 号を含む） ・名鉄小牧線、犬山線、広見線



(3)景観の核(拠点)をつくる

景観の「核（拠点）」をつくる要素は、まちのシンボルとなり、顔ともなる、誰もが犬山を象徴する拠点としてとらえることができるものを対象とします。

「景観の核（拠点）」をつくるためには、それぞれの資源が持つ特性に着目し、その特性を犬山のより良いイメージとして一層の魅力を引き出し、引き立てていくことで、さらに美しい景観となるよう取り組んでいきます。

表 「景観の核(拠点)」をつくる景観要素

	木曾の流れと里山の緑を暮らしに取り込む景観づくり	城の歴史と車山の文化が暮らしを彩る景観づくり	地域文化を生かした歩いて楽しいにぎわいと安らぎのある景観づくり
核(拠点)	・入鹿池 ・尾張富士	・国宝犬山城 ・大縣神社 ・青塚古墳 ・東之宮古墳	・犬山橋とその周辺 ・名鉄犬山駅 ・名鉄犬山駅 ・名鉄羽黒駅 ・名鉄楽田駅

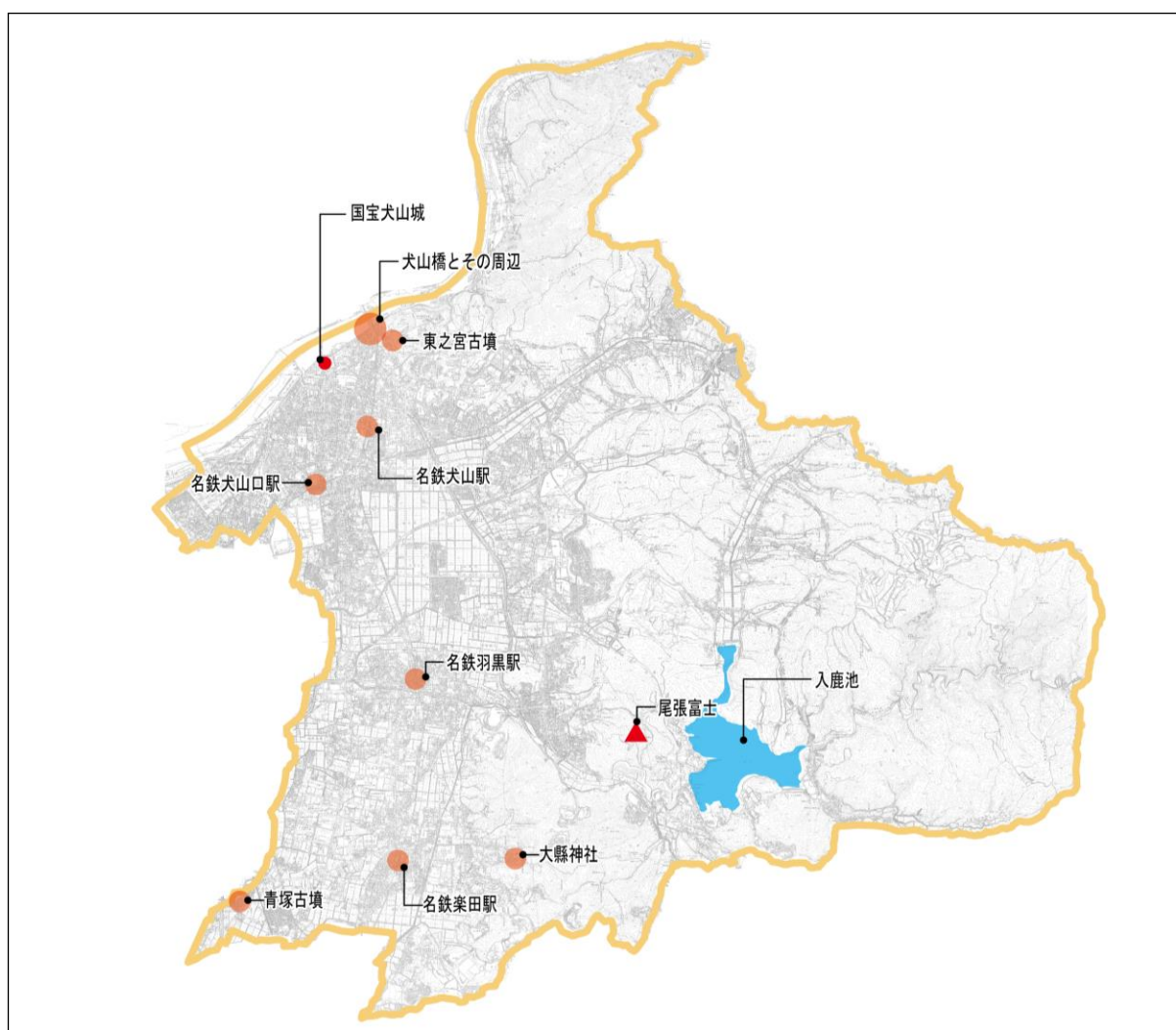


図 「景観の核(拠点)」をつくる景観要素



第3章 良好な景観の形成に関する方針とルール⁴

1. 方針とルールを設定するにあたって

この章では、実効性のある美しい景観づくりを進めていくため、景観法に基づく「良好な景観の形成に関する具体的な方針(項目)」と「良好な景観の形成のための行為の制限(ルール)」を定めます。

犬山市全域を対象とした景観計画区域には、さまざまな土地利用や景観特性が見られます。

このため、方針とルールは、景観計画区域を地域の景観特性などに着目して分割した「地域(景観計画区域を構成する地域)」と「ゾーン(景観計画区域内の地域を構成するゾーン)」ごとに定めます。

具体的なルールについては、各ゾーンにおいて良好な景観形成に関する方針を受けて、必要な行為を選定し、その中で順守すべきものと可能な限り努力を求めるものに分類して設定します。

また、近年設置されることが多い太陽光パネルは、その規模、形態、色彩、設置場所などにより、周囲の景観に影響を及ぼす恐れがあることから、太陽光発電システム(太陽光パネル)を設置しようとする場合のルールを新たに定めます。

なお、ここで定める方針やルールは新築や増改築などの行為を行う時点だけでなく、良好な景観の維持・保全に向けた日常管理も含め適用されるものとします。

⁴ 景観法第8条第2項第2号に基づく良好な景観の形成のために行為の制限のことを言う。

(1)景観計画区域を構成する地域

第2章の骨格をつくる景観形成方針を踏まえ、市全域を対象とした景観計画区域を地形と土地利用から整理すると、「里山や森林が大部分を占める市東部に広がる丘陵地(東部丘陵・里山地域)」と、「地形の起伏が比較的少なく住宅や工場、商業店舗などが数多く立地する市西部の平野部(市街地地域)」に大別できます。

さらに、平野部の景観特性に着目すると、「国宝犬山城を核として形成された総構えの城下町と、その周辺で商業集積が見られる地域(犬山城周辺地域)」を特出することができます。

これらの3つの地域は、犬山の景観を同一要素のまとまりに着目して整理したもので、景観形成の具体的な方針とルールを検討する際の基本となります。

表 景観計画区域を構成する地域

地域	範囲のとりえ方
①犬山城周辺地域	国宝犬山城を核として形成された総構えの城下町と、その周辺で商業集積が見られる地域
②市街地地域	市西部の平野部で、地形の起伏が比較的少なく、住宅や工場、商業店舗などが多く立地する地域
③東部丘陵・里山地域	市東部に広がる丘陵地で、里山や森林が大部分を占める地域

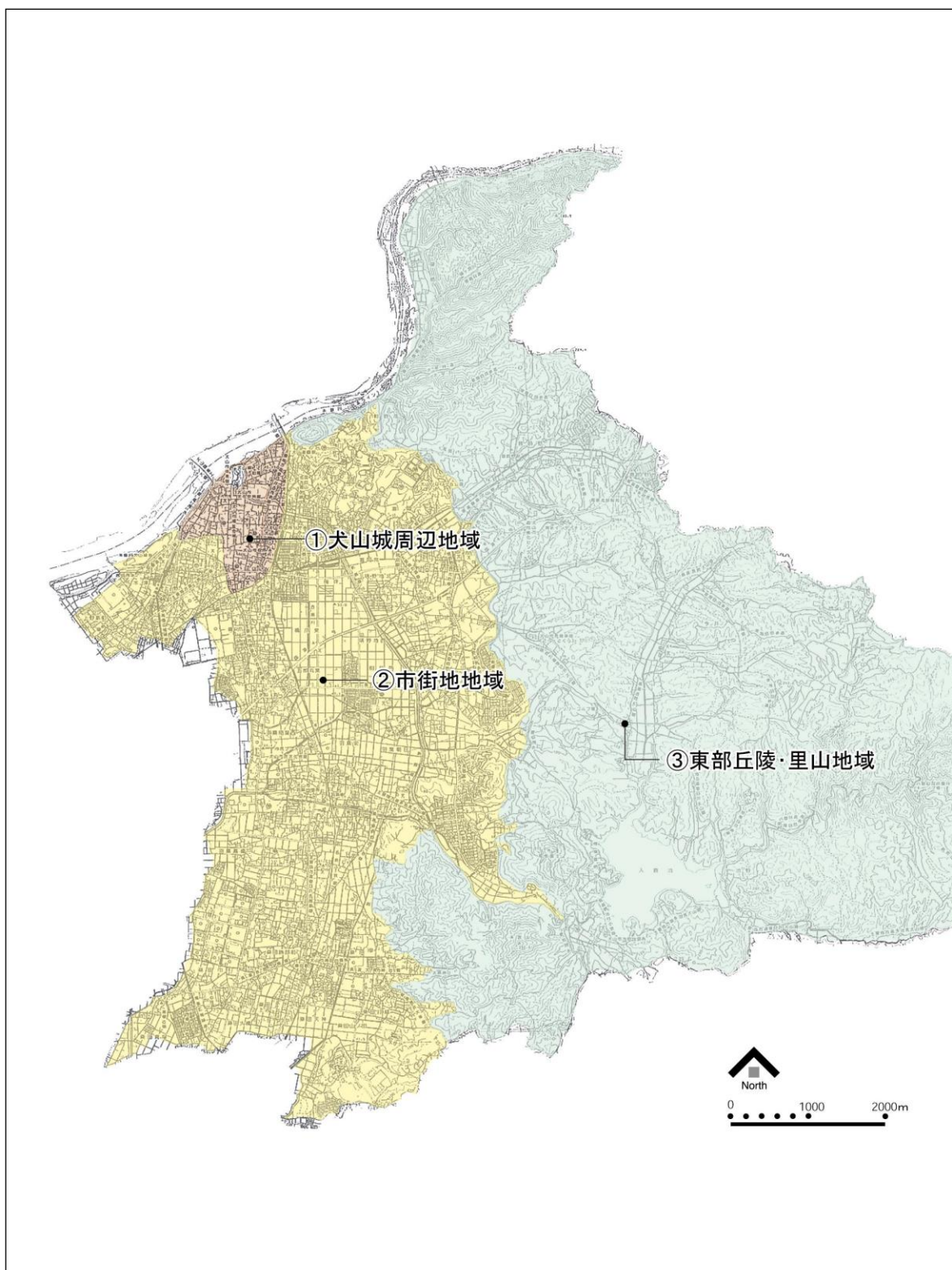


図 景観計画区域を構成する地域

(2)景観計画区域内の地域を構成するゾーン

「(1)景観計画区域を構成する地域」で整理した3つの地域に対して、具体的な景観形成の方針とルールを定めるためには、土地利用や景観特性などから、より詳細に地区を分割することが必要です。ここでは、区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)や、「木曽川景観基本計画」に関わる地区区分、さらには既存建築物の立地状況や形成過程、景観特性などにより、より詳細な範囲(以下「ゾーン」という。)を設定します。

「①犬山城周辺地域」は、その形成過程と現在の景観特性から3つに分割します。1つ目は、国宝犬山城を核として形成された総構えの城下町(城下町ゾーン)、2つ目は、名鉄犬山駅と犬山口駅周辺の、商業集積が進んだ区域(駅西・商業ゾーン)、3つ目は、城下町周辺に位置し、旅館やホテル、低層住宅が並ぶ場所で、特に木曽川沿いは、国宝犬山城と木曽川を眺めることができ、犬山市観光戦略においても犬山城から犬山遊園駅までの回遊ルートに位置付けられた良好な景観を持つ区域(木曽川河畔ゾーン)です。

「②市街地地域」は、住宅、商店、工場、田園、集落などの様々な要素が渾然一体となって分布する地域であることから、都市計画に定める区域区分に着目し、すでに市街地を形成している市街化区域(市街地ゾーン)と、市街化を抑制する市街化調整区域(田園集落ゾーン)の2つに分割します。

「③東部丘陵・里山地域」は、その大部分が自然公園に指定された森林と里山ですが、この地区の木曽川沿岸付近は、名勝木曽川の規制や、前述の木曽川景観基本計画による景観形成のルールが定められています。ここでは、木曽川景観基本計画などに基づき、3つのゾーンを設定します。1つ目は、木曽川沿岸に近い東部丘陵の裾野に位置し、対岸の各務原市からも眺望できる区域(栗栖裾野ゾーン)、2つ目は、栗栖裾野ゾーンと木曽川との間に形成された低層住宅が集まる集落地(栗栖集落ゾーン)、3つ目は、木曽川に面して集落地などの背景となっている森林と里山をとらえた区域(東部丘陵ゾーン)です。

これら細分化した8つのゾーンについて、良好な景観形成に関する方針と建築物の形態・意匠に対するルールなどを設定します。

表 景観計画区域内の地域を構成するゾーン

地域	ゾーン	範囲の考え方	区域
①犬山城周辺地域	1. 城下町ゾーン	これまでも積極的な景観形成を行ってきた、国宝犬山城の城下町を対象とした区域。	市街化区域
	2. 駅西・商業ゾーン	名鉄犬山駅および名鉄犬山口駅周辺の、主に商業業務の建築物が並ぶ範囲を対象とした区域。	
	3. 木曽川河畔ゾーン	国宝犬山城周辺と木曽川沿岸の、主に旅館や住宅地の建築物が並ぶ範囲を対象とした区域。	
②市街地地域	1. 市街地ゾーン	都市計画法に基づく市街化区域の範囲。ただし、「①犬山城周辺地域」を除く。	市街化調整区域
	2. 田園集落ゾーン	都市計画法に基づく市街化調整区域の範囲。ただし、「③東部丘陵・里山地域」を除く。	
③東部丘陵・里山地域	1. 栗栖裾野ゾーン	東部丘陵・里山地区のうち、対岸から眺められる木曽川沿いの裾野の範囲を対象とした区域。	
	2. 栗栖集落ゾーン	木曽川沿いで低層住宅が形成されている集落地の範囲を対象とした区域。	
	3. 東部丘陵ゾーン	東部丘陵・里山地区のうち、上記の栗栖裾野ゾーンと栗栖集落ゾーンを除いた区域。	

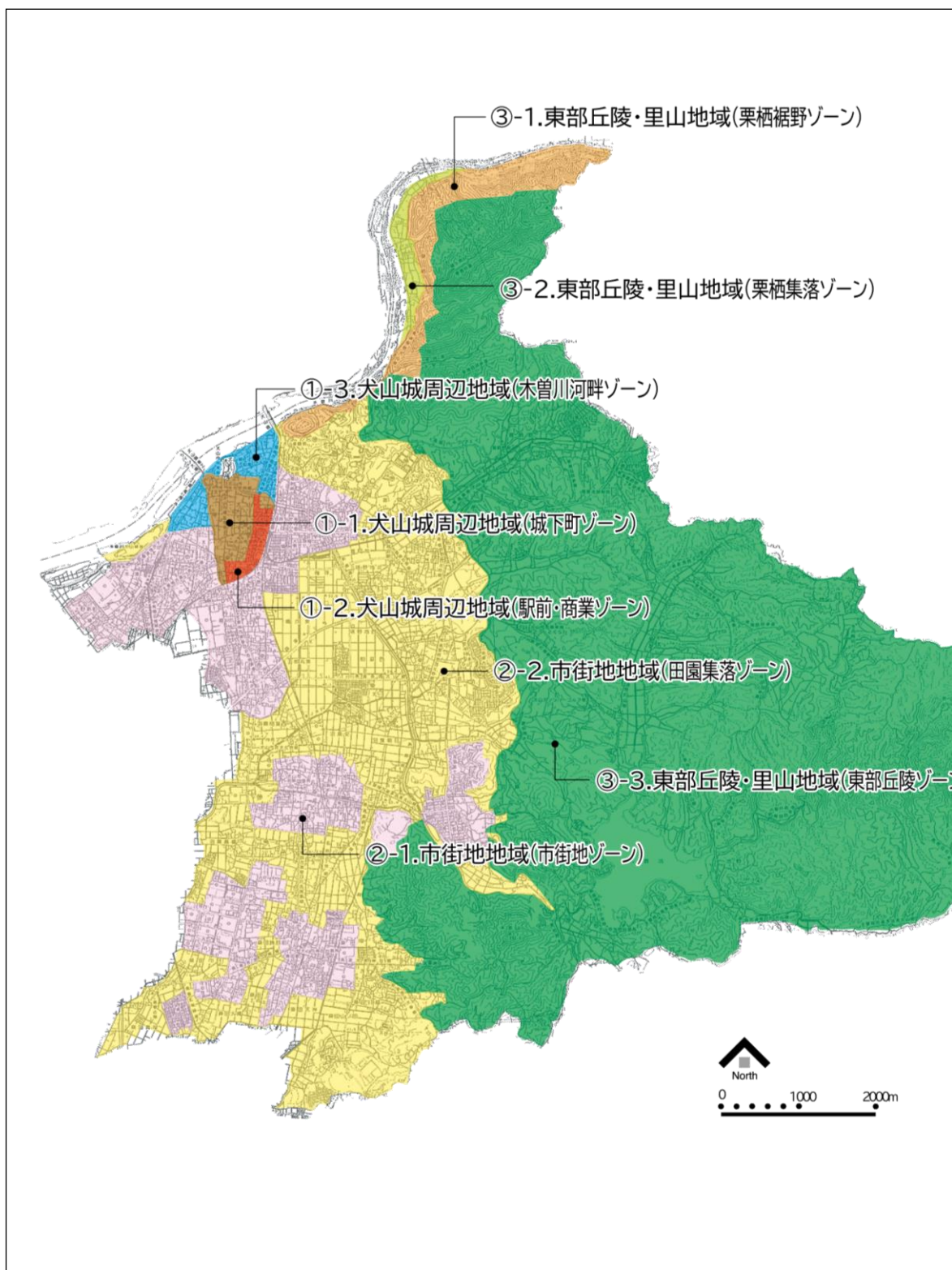


図 景観計画区域内の地域を構成するゾーン

2. 地域別の景観形成の方針とルール

(1) 犬山城周辺地域

① 位置

犬山のランドマークでもある国宝犬山城を中心として広がる範囲が対象です。

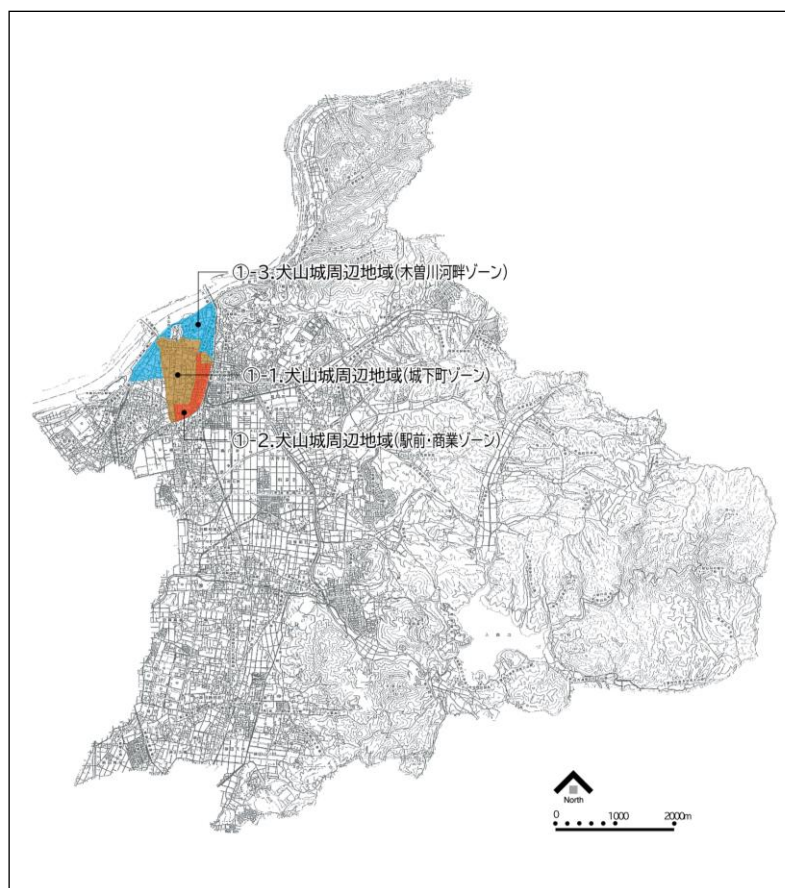


図 犬山城周辺地域とゾーン



①-1. 城下町ゾーン



①-2. 駅西・商業ゾーン



①-3. 木曽川河畔ゾーン

② 地域の景観特性

【城下町ゾーン】

- このゾーンでは、幕末から昭和初期に建てられた、切妻平入り、日本瓦葺き屋根の歴史的な趣の残る町家をはじめ、寺院の周囲に見られる築地塀や民家に見られる大和板張塀など城下町の面影を残した美しいまちなみが見られます。
- 国宝犬山城から南へ伸びる本町通りや大本町通り、本町通りの半ばから東に伸びる新町通りなどでは、歴史的なまちなみが顕著に見られ、これまで地域住民の高い意識と積極的な活動により、城下町の面影が保たれてきました。しかし、近年歴史的建築物の解体も増えてきており、保全に向けた取り組みを始めました。
- このゾーン内では、建築物の多くが木造2階建てであり、建築物の高さが比較的そろっていること、また、個々の建築物のボリュームについても極端な差異が見られないことから、全体としてまとまりのある景観となっています。

- 近年は、多くの観光客を惹きつける活気ある商業地としての一面も出てきており、屋外広告物の氾濫など、歴史的まちなみの様相が徐々に変化してきました。

【駅西・商業ゾーン】

- このゾーンには、犬山の「玄関口」である名鉄犬山駅が位置していることから、駅周辺や駅前に近接する主要地方道春日井各務原線の沿道には、小規模な商業店舗が軒を連ね、にぎわいのある景観を形成しています。
- 駅前周辺では、1階に店舗、2階以上に事務所を有した中層の建築物や、10階程度の高さのマンションなどが混在して立地しているため、スカイラインのそろっていないまちなみ景観となっています。
- 一部の建築物の壁面や屋上などに派手な色彩の屋外広告物が設けられ、まちのにぎわいを演出している反面、国宝犬山城や城下町への玄関口としての趣を損ねている箇所も見られます。

【木曽川河畔ゾーン】

- 国宝犬山城と、周辺に見られる緑豊かな木々の自然景観が、木曽川の雄大な流れと相まって、美しい風景を見ることができます。
- 特に、春になると木曽川沿いの歩道に植えられた桜並木が淡いピンク色の花を付け、周囲の新緑とのコントラストが美しく映えます。また、夏には一帯が緑一色となり、生命力を感じさせる景観の中に、国宝犬山城が立つ力強い風景が見られるなど、この地域一帯は、犬山を代表する観光地となっています。
- 国宝犬山城からの眺望では、360度に広がる大パノラマが見る者を引き込む美しい景観となっています。
- 夜には鵜飼や花火などの舞台となることから、美しい夜間景観にも恵まれています。
- 木曽川沿いには、ホテルや旅館が立地しており、観光地としての様相も見られる一方、宅地化が見られ、また、旅館やホテルの南側には、閑静な住宅が建ち並んでいます。
- 当該ゾーン内の住宅の多くは、木造2階建て程度の低層ですが、城下町ゾーンに見られるような城下町としての歴史的な趣を感じることができません。

③良好な景観形成に関する方針

【城下町ゾーン】

- 国宝犬山城の城下町で、歴史的な趣が感じられる建築物や門塀を、できる限り原形の状態で保全し、必要に応じて屋根、外壁、建具などの各部位について、昔の面影を損ねることのないよう修景を進め、魅力あるまちなみ景観を形成します。
- 新たに建てられる建築物に対しては、屋根、外壁、建具などの各部位の形態・意匠について、周囲の歴史的なまちなみ景観との調和に配慮しながら景観形成を進め、地区全体が城下町として調和のとれたまちなみとなるよう取り組みます。

【駅西・商業ゾーン】

- 犬山駅前などの商業地では、歩いて楽しい、にぎわいの感じられる建築物の形態・意匠や、歩行者空間の整備などでの景観形成を進めるとともに、住宅地では民有地での植栽などにより、緑豊かな潤いの感じられる景観形成を進めます。

- 商業系の建築物の前面について、歴史的な趣を連想させる品格のある和風の意匠を施したり、建築設備を目立たせないようにするなど、国宝犬山城やその城下町への玄関口としての顔づくりを進めます。

【木曽川河畔ゾーン】

- 国宝犬山城周辺の建築物を対象に、対岸からの眺めも意識しながら、高さや形態・意匠に配慮し、国宝犬山城の周囲に見られる緑豊かな自然と木曽川との調和の中で美しく形成されている景観の保全を行います。
- 建築物の高さについては、名勝木曽川に基づく区域指定の中で規定されている基準と整合を図るとともに、背景となる緑の木々との調和に配慮した景観形成を進めます。
- 形態・意匠に関しては、犬山市観光戦略における回遊ルートとしてののにぎわいを演出しつつ、国宝犬山城やその周囲の自然との調和を意識し、日本の伝統的な建築物の様式や特徴を上手に取り込んだものとなるよう促していきます。
- 木曽川周辺の景観形成においては、木曽川景観協議会との連携を図りながら進めていくものとします。

④良好な景観形成のための取組み

ア. 美しい景観づくりのルール

景観法第8条第2項第2号に基づいて、各ゾーンの建築物に対する「景観づくりのルール」を以下に定めます。

表 犬山城周辺地域内のゾーン別の景観づくりのルール

地域・ゾーン		景観づくりのルール	
①犬山城周辺地域	1.城下町ゾーン	高さ	□高さの最高限度は13メートルとする。
		意匠	□周囲の歴史的なまちなみ景観との調和に配慮し、外観に用いる色彩は落ち着いた低彩度※ ¹ のものをを用いる。 □夜間において、過剰な照明やサインなどは控え、周辺の景観と調和するよう配慮する。
		建具	□外壁や周囲の建築物と調和した色（黒色、茶色、木系色）や素材の建具枠を用いるよう努める。
		設備機器	□空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか格子などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 □給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 □太陽光パネルは道路から見えない部分へ設置するよう努め、屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。
		壁面位置	□壁面の位置を道路境界線または隣接する建築物の壁面位置にそろえ、まちなみの連続性を保つよう努める。
		屋根	□屋根の形状は以下のとおりとするよう努める。 ・切妻平入り ・道路に向かう勾配屋根 ・日本瓦葺き（黒色または銀鼠色）

		外壁	☐ 漆喰塗り、下見板張り、または漆喰調、木目調仕上げとするよう努める。
		駐車場	☐ 駐車場の設置は、可能な限り、建築物の道路に面する部分以外に設けるか、ビルトインガレージや格子戸や板塀を設けるなどして、まちなみの連続性を保つ。
		開口部	☐ 開口部には格子を用いるよう努める。
		門・塀	☐ 建築物を道路境界線から後退させて建築する場合は、可能な限り道路に面する部分に周囲の建築物と調和した板塀などを設ける。
	2.駅西・商業ゾーン	高さ	☐ 高さの最高限度は 31 メートル以下とする。
		意匠	☐ 周囲の景観に著しく影響を及ぼさないような形態・意匠とするよう配慮する。
		壁面位置	☐ 壁面の位置を道路境界線または隣接する建築物の壁面位置にそえ、まちなみの連続性を保つよう努める。
		屋根	☐ 1 階の軒や最上階などの庇に勾配の飾り屋根を設けるよう努める。
		外壁	☐ まちなみの連続性、統一性を崩さない形態・意匠とし、周囲の建築物と調和した色とするよう努める。
		設備機器	☐ 空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ☐ 給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ☐ 太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。
	3.木曽川河畔ゾーン	高さ	☐ 高さの最高限度は 20 メートル以下とする。
		意匠	☐ 城下町と河畔をつなぐ地域として日本の伝統的な建築物の様式や特徴を取り込むよう努める。 ☐ 対岸からの眺めも意識しながら、犬山城の周囲に見られる緑豊かな自然と木曽川との調和に配慮する。 ☐ 鵜飼や花火などに調和した夜間景観となるよう努める。
		屋根	☐ 勾配屋根とする、または 1 階軒や最上階などの庇に勾配の飾り屋根を設けるよう努める。
		外壁	☐ 犬山城やその周囲の自然景観に調和した色とするよう努める。
		設備機器	☐ 空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか格子などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ☐ 給水管、ダクトなどは道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ☐ 太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。
		緑化	☐ 木曽川沿いの道路に接する場所では、木曽川側の敷地境界と建築物との境界部分は緑化に努める。

※ 1：「低彩度」：マンセル表色系で、R(赤)およびYR(黄赤)系の色彩は彩度を 6 以下、Y(黄)系の色彩は彩度を 4 以下、また、その他の色彩は彩度を概ね 2 以下とし、周囲の歴史的な建築物が有する色彩と調和したもの。
ただし、漆喰等の地域の歴史文化を色濃く表す素材や意匠等を用いる場合はこの限りでない。

イ. 届出対象行為

表 犬山城周辺地域内のゾーン別の届出対象行為

地域・ゾーン		届出対象行為
		建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
①犬山城周辺地域	1.城下町ゾーン	全ての建築物
	2.駅西・商業ゾーン	建築面積 300 ㎡以上または高さ 12m以上、もしくは5階建以上の建築物
	3.木曽川河畔ゾーン	

(2)市街地地域

①位置

市街化区域(犬山城周辺地域を除きます。)と市街化調整区域(東部丘陵・里山地域を除きます。)の範囲が対象です。

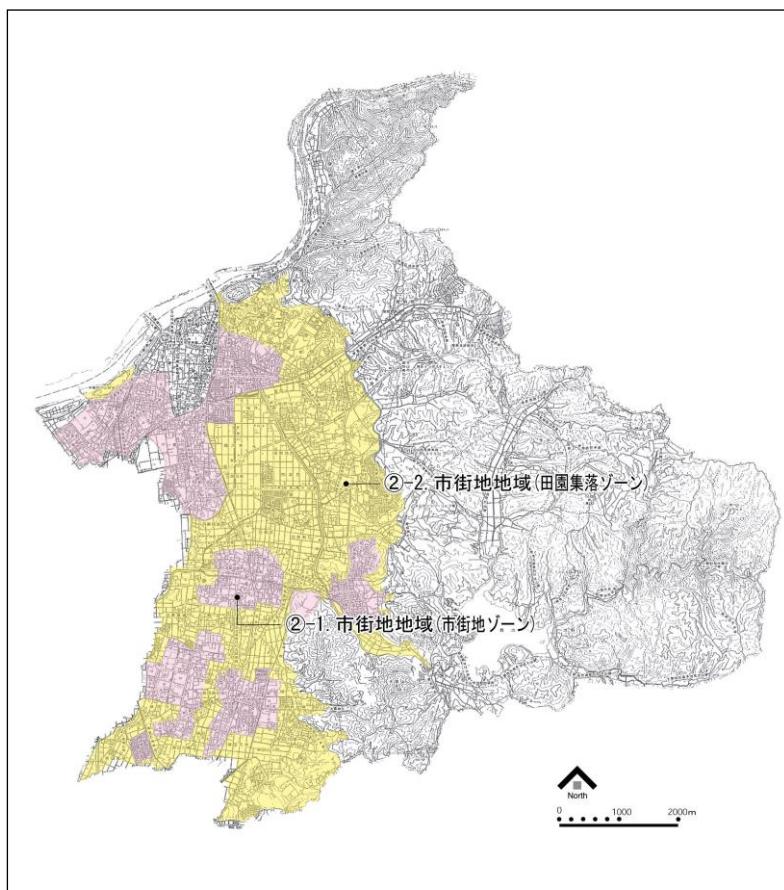


図 市街地地域とゾーン



②-1. 市街地ゾーン



②-1. 市街地ゾーンと②-2. 田園集落ゾーン



②-2. 田園集落ゾーン

②地域の景観特性

【市街地ゾーン】

- このゾーンには、商業店舗、工場、住宅など、さまざまな要素が含まれています。各地域の歴史、文化、地理的特性などを背景に形成されたさまざまな要素が、相互に関連・融合し合い、多様な景観が見られます。
- 名鉄羽黒駅をはじめとした各鉄道駅の周辺には低層の小規模な商店と住宅とが混在しています。また、付近を通る主要地方道春日井各務原線などの主要幹線道路沿いには、飲食や物販の商業店舗が建ち並び、にぎやかな景観が見られます。
- 市南部には大規模な工場が集積した工業団地が見られ、工場敷地内には緑豊かな植栽が施されています。

【田園集落ゾーン】

- 市中央部と南部を中心に田園景観が広がっています。
- 田園の中に立つと、田園越しに市街化区域のまちなみや東部丘陵の山並みなどが遠くに見え

るため、伸びやかな印象を感じることができます。

- このゾーン内には多数の集落が見られます。集落内には、日本の伝統様式を備えた木造2階建ての建築物が多数見られます。
- また、神社や寺院も見られ、その周囲には昔の農家の面影を残した民家が建ち、落ち着いた静かなまちなみを形成しています。
- 田園の中には、日の出住宅や犬山ニュータウンなど、低層住宅の集まる大規模な住宅団地も立地し、一団地としてのまとまりのある景観が見られます。
- また、このゾーンには高層マンションの立地も見られ、周囲の低層住宅が中心の集落景観の中で、目立った存在となっている場所も見られます。
- 企業誘致の観点から、都市計画マスタープランにおいて産業集積誘導エリアを定めており、都市計画法第34条第12号の規定に基づく区域指定及び工場の立地が進んできています。

【主要道路沿線】

- 国道や主要地方道、都市計画道路といった「主要道路沿線」については、立地規制緩和や道路整備の進捗を受け、「商業集積ライン」を中心に市街化調整区域においても、商業施設が立ち並んでいる路線や今後新たな立地が見込まれる路線があります。

③良好な景観形成に関する方針

【市街地ゾーン】

- 名鉄羽黒駅前や楽田駅前などの商業店舗の集まる地域では、歩行者の視点に立った、歩いて楽しめるにぎわいと活気に満ちた景観形成を進めます。
- 犬山工業団地をはじめとした多数の工場が立地する地域では、緑の木々を工場敷地内に配置することで、潤いの創出を図ります。
- 西楽田団地などの一団地としてのまとまりのある住宅地はもちろんのこと、その他の住宅地においても、周囲の自然や歴史的景観との調和を図りながら、落ち着いた感じられる景観形成を進めます。

【田園集落ゾーン】

- 市民が安全で快適な生活が送れることを基本としつつ、稲置街道や木曽街道などの旧街道を中心に形成されてきた地域の文化を守り育みながら、地域の個性を尊重した景観形成を進めます。
- 地域住民が愛着と親しみと誇りを持って暮らし続けていけるよう、五条川や新郷瀬川沿いの美しい桜並木などに見られる自然景観や、旧集落にわずかに残る歴史景観との調和の中で、今ある魅力的な景観を保全しながら、阻害する要素を取り除き、必要に応じて新たな魅力を加えながら、地域全体の景観の底上げを行います。
- 都市計画法第34条第12号の指定区域内などの工場が立地する地域では、緑の木々を工場敷地周辺に配置することで、周辺の景観に配慮する潤いの創出を図ります。

【主要道路沿線】

- 市街地の主要地方道春日井各務原線などの主要道路沿線における商業施設に対しては、まちなぎわいを演出しつつ、屋根や外壁の形態・意匠は周囲の景観に配慮し、また、

外周部に緑化を図るなどの工夫をすることで、良好な景観形成を図ります。

- 田園集落部の主要道路沿線では、商業施設などを設ける場合は、周辺の田園景観などへの影響を考慮し、建築物は高さや彩度を抑え、また、外周部に緑化を図るなどの工夫をすることで、周辺の自然景観と調和させ、地域一体となった景観の形成を図ります。

④良好な景観形成のための取組み

ア. 美しい景観づくりのルール

景観法第8条第2項第2号に基づいて、各ゾーンの建築物に対する「景観づくりのルール」を以下に定めます。

表 市街地地域内のゾーン別の景観づくりのルール

地域・ゾーン		景観づくりのルール	
②市街地地域	1.市街地ゾーン	高さ	□周囲の景観から突出しない高さとするよう努める。
		意匠	□外観の意匠は、周囲の景観に著しく影響を及ぼさないようにするとともに、原色などの色を用いないよう努める。
		屋根・外壁	□彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の景観と調和するよう努める。 □仕上げ材は耐久性や耐汚性に優れたものを用いるよう努める。
		設備機器	□空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 □給水管、ダクトなどは道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 □太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。
		緑化	□敷地入口付近での緑化に努める。 □工業系の建築物や主要道路沿線の商業系の建築物においては、敷地内および敷地外周での緑化に努め、豊かな緑の空間を創出するよう努める。
		駐車場	□工業系の建築物に付属する駐車場は、道路から見えにくい位置に設けるよう努める。 やむを得ず道路から見える位置に設置する場合は、駐車場の外周などで緑化などするよう努める。 □立体駐車場の場合は建築物の形態・意匠との調和するよう努める。
	2.田園集落ゾーン	高さ	□周囲から突出しない高さとするよう努める。 ただし、歴史的資源の周囲では周辺と調和した低層なものとするよう努める。
		意匠	□外観の意匠は、周囲の景観に著しく影響を及ぼさないようにするとともに、原色などの色は用いないよう努める。
		屋根・外壁	□彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の景観と調和するよう努める。 □仕上げ材は耐久性や耐汚性に優れたものを用いるよう努める。
		設備機器	□空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 □給水管、ダクトなどは道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 □太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。

		緑化	☐ 敷地入口付近での緑化に努める。 ☐ 工業系の建築物や主要道路沿線の商業系の建築物においては、敷地内および敷地外周での緑化に努め、豊かな緑の空間を創出するよう努める。
		駐車場	☐ 工業系の建築物に付属する駐車場は、道路から見えにくい位置に設けるよう努める。 やむを得ず道路から見える位置に設置する場合は、駐車場の外周などで緑化などするよう努める。 ☐ 立体駐車場の場合は、建築物の形態・意匠との調和するよう努める。

イ. 届出対象行為

表 市街地地域内のゾーン別の届出対象行為

地域・ゾーン		届出対象行為
		建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
②市街地地域	1.市街地ゾーン	建築面積 500 ㎡以上または高さ 15m以上、もしくは6階建以上の建築物
	2.田園集落ゾーン	

(3) 東部丘陵・里山地域

① 位置

自然公園に指定されている市東部の緑豊かな丘陵地などが対象です。

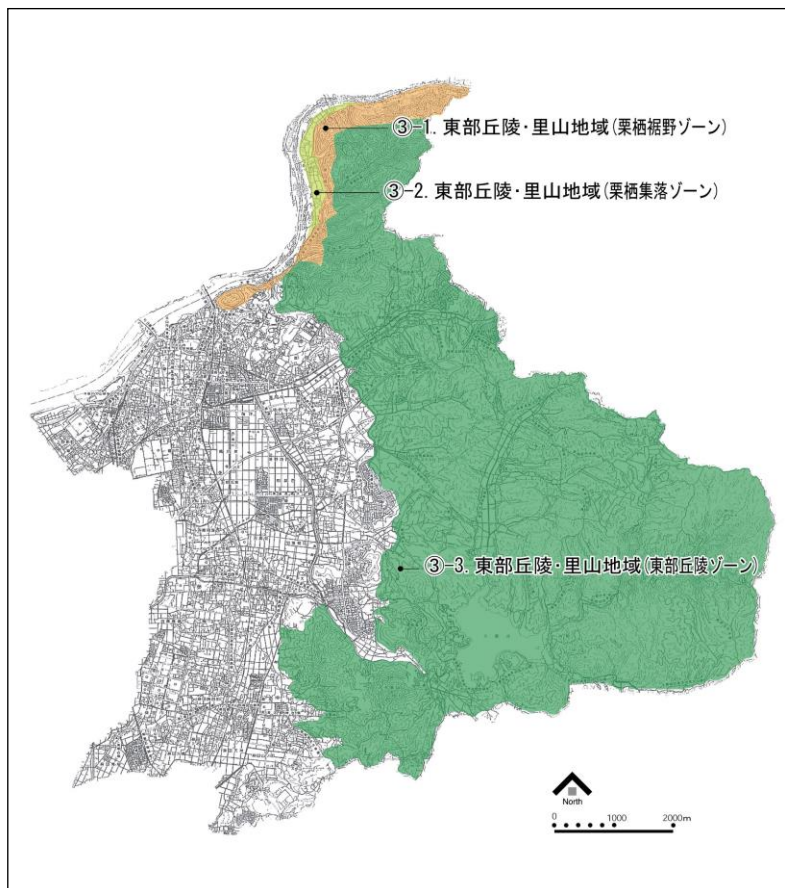


図 東部丘陵・里山地域とゾーン



③-1. 栗栖裾野ゾーン



③-2. 栗栖集落ゾーン



③-3. 東部丘陵ゾーン

② 地域の景観特性

【栗栖裾野ゾーン】

- 森林で構成されたゾーンです。
- 比較的急峻な地形で構成され、一部には切り立った山肌に大きな岩が露出する特徴的な景観が見られます。
- 対岸の各務原市や坂祝町からは、緑豊かな東部丘陵として見られる場所です。
- ゾーンの西端は名鉄犬山遊園駅に接しており、観光レクリエーションの玄関口の背景となっています。

【栗栖集落ゾーン】

- 切妻や入母屋屋根の形態に瓦屋根を乗せた重厚な木造2階建ての住宅が、背後の東部丘陵に見られる自然景観と調和し、歴史情緒を感じる良好な景観を形成しています。
- 周囲の田畑と相まって、落ち着いた雰囲気を感じられる農村集落を形成しています。
- 小学校などの公共施設の多くは、他のゾーンと同様に陸屋根の一般的な形態を有しています。
- 玉石を用いた膝上程度までの石垣の上に、生垣を設けた民家が多く、本ゾーンの特徴的な景観を形成しています。

観となっています。

- 集落から外れた場所には、小波のスレートやトタンなどを外壁に用いた中小規模の工場も見られます。
- ゾーン内には「栗栖の渡し」跡があり、木曽川を対岸に渡るための当時の船着場の面影を、今も残る石畳に感じることができます。

【東部丘陵ゾーン】

- 標高 200～300m程度の丘陵が続く緑豊かな森林景観が、市街地の背景となっています。
- 東部丘陵の裾野には、落葉広葉樹で構成された里山が見られ、付近の集落や田畑などと形成される一体的な景観は、見る者に郷愁を感じさせます。
- このゾーンには、ため池としては県内 1 番目の大きさを誇る入鹿池や、石上祭で有名な尾張富士に代表される貴重な自然資源が数多く存在します。
- 丘陵の谷間には、わずかに開けた平地に田園と農村集落が点在し、市街地の喧騒から離れた、静かで、ゆったりと時間の流れる景観が見られます。
- 集落内では、木造 2 階建ての低層の建築物が多く見られます。その中で、神社寺院の本殿や小学校などの公共施設が、他の建築物の高さからわずかに高くなっており、周囲の景観の中で目立ったものとなっています。

③良好な景観形成に関する方針

【栗栖裾野ゾーン】

- ゾーンの北に位置する栗栖集落ゾーンや対岸の各務原市、坂祝町からの眺望に留意し、緑豊かな東部丘陵の自然を保全するとともに、その自然景観を阻害することのないよう、周囲の建築物の高さや色彩に配慮した景観形成を進めます。

【栗栖集落ゾーン】

- 東部丘陵の豊かな緑や名勝木曽川に代表される自然景観との調和に配慮した住み良い住環境の形成を目指し、建築物の高さを低く抑えとともに、屋根や外壁などでは落ち着いた低彩度の色彩を用いるなどの景観形成を進めます。
- 民家など建築物は勾配屋根を用いるなど、日本の伝統様式に沿った形態となるよう景観形成を進めます。

【東部丘陵ゾーン】

- 緑豊かな森林や里山、入鹿池などに代表される自然が、いつまでも美しく映え、地域の財産となるよう、各種の法制度などを活用して守り育みます。
- 東部丘陵の緑豊かな森林を背景に持つ集落では、地域住民はもちろんのこと、遠方から眺める者にとっても潤いと安らぎが感じられるよう、建築物の屋根や外壁などは、落ち着いた低彩度の色彩を用いるなど、周囲の自然景観と調和した景観形成を進めます。
- 民家など建築物は勾配屋根を用いるなど、日本の伝統様式に沿った形態となるよう景観形成を進めます。

④良好な景観形成のための取組み

ア. 美しい景観づくりのルール

景観法第8条第2項第2号に基づいて、各ゾーンの建築物に対する「景観づくりのルール」を以下に定めます。

表 東部丘陵・里山地域内のゾーン別の景観づくりのルール

地域・ゾーン		景観づくりのルール	
③東部丘陵・里山地域	1.栗栖裾野ゾーン	高さ	☐ 高さの最高限度は10メートル以下とする。
		意匠	☐ 外観の意匠は、周囲の景観に著しく影響を及ぼさないようにするとともに、原色などの色は用いないよう努める。
		屋根	☐ 勾配屋根とするよう努める。 ☐ 彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の景観と調和するよう努める。
		外壁	☐ 彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の自然景観と調和するよう努める。
		設備機器	☐ 空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ☐ 給水管、ダクトなどは道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ☐ 太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。
		緑化	☐ 前面道路との境界には生垣を設けるなど、緑化に努める。 ☐ 周囲の自然景観との調和に配慮して、敷地内に中高木を植栽するよう努める。
	2.栗栖集落ゾーン	高さ	☐ 高さの最高限度は13メートル以下とする。
		意匠	☐ 外観の意匠は、周囲の景観に著しく影響を及ぼさないようにするとともに、原色などの色は用いないよう努める。
		屋根	☐ 勾配屋根とするよう努める。 ☐ 彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の景観と調和するよう努める。
		外壁	☐ 彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の自然景観と調和するよう努める。
		設備機器	☐ 空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ☐ 給水管、ダクトなどは道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ☐ 太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。
		緑化	☐ 前面道路との境界には生垣を設けるなど、緑化に努める。 ☐ 周囲の自然景観との調和に配慮して、敷地内に中高木を植栽するよう努める。
	3.東部丘陵ゾーン	高さ	☐ 周辺の自然景観と調和した低層なものとするよう努める。
		意匠	☐ 外観の意匠は、周囲の景観に著しく影響を及ぼさないようにするとともに、原色などの色は用いないよう努める。
		屋根	☐ 勾配屋根とするよう努める。 ☐ 彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の景観と調和するよう努める。

		外壁	□彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の自然景観と調和するよう努める。
		設備機器	□空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 □給水管、ダクトなどは道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 □太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう努める。
		緑化	□前面道路との境界には生垣を設けるなど、緑化に努める。 □周囲の自然景観との調和に配慮して、敷地内に中高木を植栽するよう努める。

イ. 届出対象行為

表 東部丘陵・里山地域内のゾーン別の届出対象行為

地域・ゾーン		届出対象行為
		建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
③東部丘陵・里山地域	1.栗栖裾野ゾーン	建築面積 150 ㎡以上または高さ 8 m以上、もしくは3 階建以上の建築物
	2.栗栖集落ゾーン	建築面積 200 ㎡以上または高さ 10m以上、もしくは4 階建以上の建築物
	3.東部丘陵ゾーン	

3. 共通事項

地域やゾーンの区分に関係なく市全域において以下に示す景観づくりのルールを設定します。

(1) 工作物

① 美しい景観づくりのルール

表 工作物の景観づくりのルール

項目	景観づくりのルール
位置	・ 周囲の建築物やまちなみ、樹林や田園の自然資源等の状況に十分配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。
形態	・ 工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和に配慮する。 ・ 建築物と一体に建設を行う場合は、建築物本体の形態や意匠に合わせるよう努める。 ・ 擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、緑化などに配慮する。
素材	・ 地域で育まれた歴史や文化などに由来する素材を用いるよう努める。 ・ 退色しにくい素材を用いるよう努める。
色彩	・ 周囲の建築物やまちなみ、樹林や田園の自然資源などとの調和に配慮した色彩とし、突出した色彩や不調和な色彩は避けるように努める。

② 届出対象行為

- ・ 工作物の新設、増設、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、または色彩の変更
- ・ なお、届出基準は、工作物の種類により、別表1のとおりとする。

表 別表1（工作物の種類別の届出基準）

工作物の種類	届出基準
1. 擁壁、護岸その他これらに類するもの	・ 高さが5mを超えるもの
2. 煙突その他これらに類するもの	・ 高さが15mを超えるもの
3. 装飾塔、物見塔、高架水槽その他これらに類するもの	・ 高さが15mを超えるもの ・ 建築物と一体となって設置される場合は、その高さが5mを超え、当該建築物の高さとの合計が15mを超えるもの
4. 観覧車、飛行塔、コースター、メリーゴーラウンドなどの遊戯施設	・ 高さが15mを超えるもの
5. コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラント、その他これらに類する製造施設、自動車車庫の用途に供する立体的な施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設、汚水・汚物処理施設、ごみ処理施設等の処理施設	・ 高さが15mを超えるもの ・ 建築物と一体となって設置される場合は、その高さが5mを超え、当該建築物の高さとの合計が15mを超えるもの
6. 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	・ 高さが20mを超えるもの
7. 高架鉄道、高架道路その他これらに類するもの	・ 高さが5mを超えるもの
8. 橋梁その他これに類するもの	・ 幅員が4mを超えるもの ・ 延長が10mを超えるもの

※工作物の高さとは地盤面から最高部までの高さをいう。なお、建築物の屋上に設置される場合の工作物の高さは、建築物の屋上から最高部までをいう。

※建築物の屋上部分に設ける階段室、昇降機塔、屋窓、装飾塔、物見塔、観覧車、飛行塔その他これらに類するものは、水平投影面積の合計が、それぞれ当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合は、その部分の高さは、5mまでは、当該建築物の高さに算定しない。

※棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物に算定しない。

(2)開発行為

①美しい景観づくりのルール

表 開発行為の景観づくりのルール

項目	景観づくりのルール
位置・形態	・現況の地形を可能な限り生かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。 やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割するか、または緑化等を図るなどして、周囲に威圧感や圧迫感を与えないよう配慮する。
緑化	・行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和に努める。 ・敷地内にシンボルとなる樹木などがある場合は、それらの資源を極力保全し、また生かした開発を行うよう努める。 ・生物多様性の環境に配慮した緑化に配慮する。

②届出対象行為

- ・開発区域面積が1,500㎡以上のもの

(3)良好な景観の形成のため制限する必要がある行為

①土石の採取及び鉱物の採掘

ア. 美しい景観づくりのルール

表 土石の採取及び鉱物の採掘の景観づくりのルール

項目	景観づくりのルール
位置・形態	・採取および採掘の行為が周囲から容易に望見できないよう、採取位置や採取方法などを配慮する。
遮蔽	・必要に応じて周囲の景観に配慮した遮蔽板の設置や生垣を設けて採取などの行為が周囲から容易に望見できないように配慮する。 ただし、埋め戻しの際には、外部から産業廃棄物などの混入を監視できるように配慮する。
緑化	・稜線や山腹などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地形や樹木の保全に努める。 ・行為の結果生じた法面は積極的に緑化し、周囲の景観との調和に配慮する。

イ. 届出対象行為

- ・採取面積が3,000㎡以上のもの
- ・高さ5m以上の法面が生じるもの

②木竹の伐採又は植栽

ア. 美しい景観づくりのルール

表 木竹の伐採又は植栽の景観づくりのルール

項目	景観づくりのルール
位置・形態	・周囲の自然景観との調和に配慮して、伐採が必要最小限となるよう努める。 ・遠方からの眺めにおいて、緑の連続がなくならないよう努める。
環境	・生物多様性の保全に配慮した行為となるよう努める。

イ. 届出対象行為

- ・伐採面積が 3,000 ㎡以上のもの

③屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

ア. 美しい景観づくりのルール

表 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積の景観づくりのルール

項目	景観づくりのルール
位置・形態	・道路や公園などの公共空間から望見できない位置および規模となるよう配置に努める。
遮蔽	・道路や公園などの公共空間から容易に望見できないように、敷地の周囲に形態意匠に配慮した塀や周囲の自然景観やまちなみに調和した植栽で遮蔽するよう努める。

イ. 届出対象行為

- ・堆積面積が 100 ㎡以上となるもの
- ・堆積の高さが 5 m 以上となるもの
- ・上記のいずれかに該当し、かつ 60 日以上継続して堆積するもの

※当初計画の段階で、堆積面積が 100 ㎡以上または堆積高さが 5 m 以上となることが想定される場合に届出を行う。

また、当初計画の段階では堆積面積が 100 ㎡以上または堆積高さが 5 m 以上となることが想定されず、届出を行わなかったものであっても、事業などの進捗により、堆積面積が 100 ㎡以上または堆積高さが 5 m 以上となることが想定された時点で、届出を行うものとする。

④太陽光パネルの設置

ア. 美しい景観づくりのルール

表 太陽光パネルの設置の景観づくりのルール

項目	景観づくりのルール
位置・形態	・既存の周辺景観に配慮し、樹木の伐採は必要最小限に留め、設置角度が一定になるように努める。 ・太陽光パネル及びそのフレームなどは、黒色、濃灰色、濃茶色、濃紺色を用いた低反射素材とし、周囲の景観の中で目立たないように配慮する。
遮蔽	・道路や公園などからの近景に配慮し、容易に望見できないように、敷地周囲の自然環境に調和した植栽や、まちなみに調和した塀や格子、生垣、ルーバーなどで遮蔽するよう努める。

イ. 届出対象行為

・ 設置面積が 1,000 m²以上となるもの

4. 届出の適用除外

以下の行為の届出は除外します。

○景観法第 16 条第 7 項第 1 号から第 11 号に規定する行為

- ①通常の管理行為、軽易な行為等
- ②非常災害のため必要な行為等
- ③景観重要建造物について許可を受けて行う行為
- ④景観計画に景観法第 8 条第 2 項第 5 号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- ⑤景観重要公共施設について許可を受けて行う行為
- ⑥景観農業振興地域整備計画の区域内の農用地区域内において許可を受けて行う行為
- ⑦国立公園又は国定公園の区域内において許可を受けて行う行為
- ⑧景観地区内で行う建築物の建築等
- ⑨景観地区工作物条例による制限が定められている場合における当該地区内での工作物の建設
- ⑩地区計画の区域内における建築物の建築等
- ⑪その他政令で定める行為

○景観法第 16 条第 7 項第 11 号に基づく「犬山市景観条例」に規定する行為

- ①「2. 地域別の景観形成の方針とルール」及び「3. 共通事項」で記した届出対象行為の基準に照らして該当しない行為（条例第 12 条第 1 号～第 6 号 届出対象基準に満たない行為）
- ②その他、良好な景観の形成に支障がないと市長が認める行為（条例第 12 条第 7 号）

○届出対象基準に満たない行為の運用について

- ①に該当するもの（届出対象基準に満たない行為）であっても、建築主は、当該建築物の建築などを行う場合は、「景観形成のルール」に可能な限り適合させるよう努力するものとします。

なお、既存建築物などの建築物の高さが「美しい景観づくりのルール」に定める基準を超えているものについて行為を行う場合にも届出は必要となります。

また、これらの建築物を建て替える場合においては、原則として景観計画の「美しい景観づくりのルール」に適合させるよう努めていただかなければなりません。ルールに適合させることにより不利益が生じるなど、やむを得ない理由がある場合については、景観審議会などでの審議により判断するものとします。

5. その他景観配慮の取組み

(1) キッチンカー、イベントテントなどの景観配慮について

昨今、城下町への来訪者が増えてきたことを受けて、簡易的な工作物や広告物で空間を作り出して商業を営む動きが一部で見られます。また、まちづくりの一環として、イベントなどの開催も多く企画されるようになり、限定した商業活動も盛んに行われるなど、商業店舗の形態は多様化しています。

そうした中で、特にキッチンカーやイベントテントなどは、その規模や色彩などによっては周囲の景観に影響を及ぼす恐れがあることから、設置しようとする場合の配慮事項を以下に示します。

- ・キッチンカーやイベントテントなどは、場所、期間、時期帯などに配慮し、長期間、常設的な設置とならないようにする。
- やむを得ず、長期間設置する場合は、建築物のルールに準じて周囲の景観に配慮し、道路や視点場などの空間から望見できないように門や塀などを設置して周囲の景観への影響を少なくする。
- ・特に城下町においては、常設は控え、周囲のまちなみ景観に影響を与えないように配慮を行い、看板なども道路側への設置は控える。
- ・キャンプ場での建築物に該当しないテントなどの施設を、通常、道路や公園などの公共空間から望見できる箇所に設置しようとする場合は、色彩に配慮するなど周囲の景観との調和を図り、設置に伴う樹木の伐採は必要最小限に留める。

(2) 自動販売機の景観配慮について

自動販売機は、その利便性の高さから広く普及・定着し、今では生活の一部となり、まちなみの景観を構成する要素の一つにもなっています。

こうした自動販売機は、その色彩、デザイン及び設置場所などによっては、周囲の景観に影響を及ぼす恐れがあることから、自動販売機を設置しようとする場合の配慮事項を以下に示します。

- ・城下町ゾーンに自動販売機を設置する場合は、周囲の歴史的なまちなみ景観と調和した意匠とし、色彩は落ち着いた低彩度※¹のものをを用い、通りからの見え方に配慮する。

※1：「低彩度」：マンセル表色系で、R(赤)およびYR(黄赤)系の色彩は彩度を6以下、Y(黄)系の色彩は彩度を4以下、また、その他の色彩は彩度を概ね2以下とし、周囲の歴史的な建築物が有する色彩と調和したもの。
ただし、漆喰等の地域の歴史文化を色濃く表す素材や意匠等を用いる場合はこの限りでない。

6. 総括

(1)建築物に関するルール

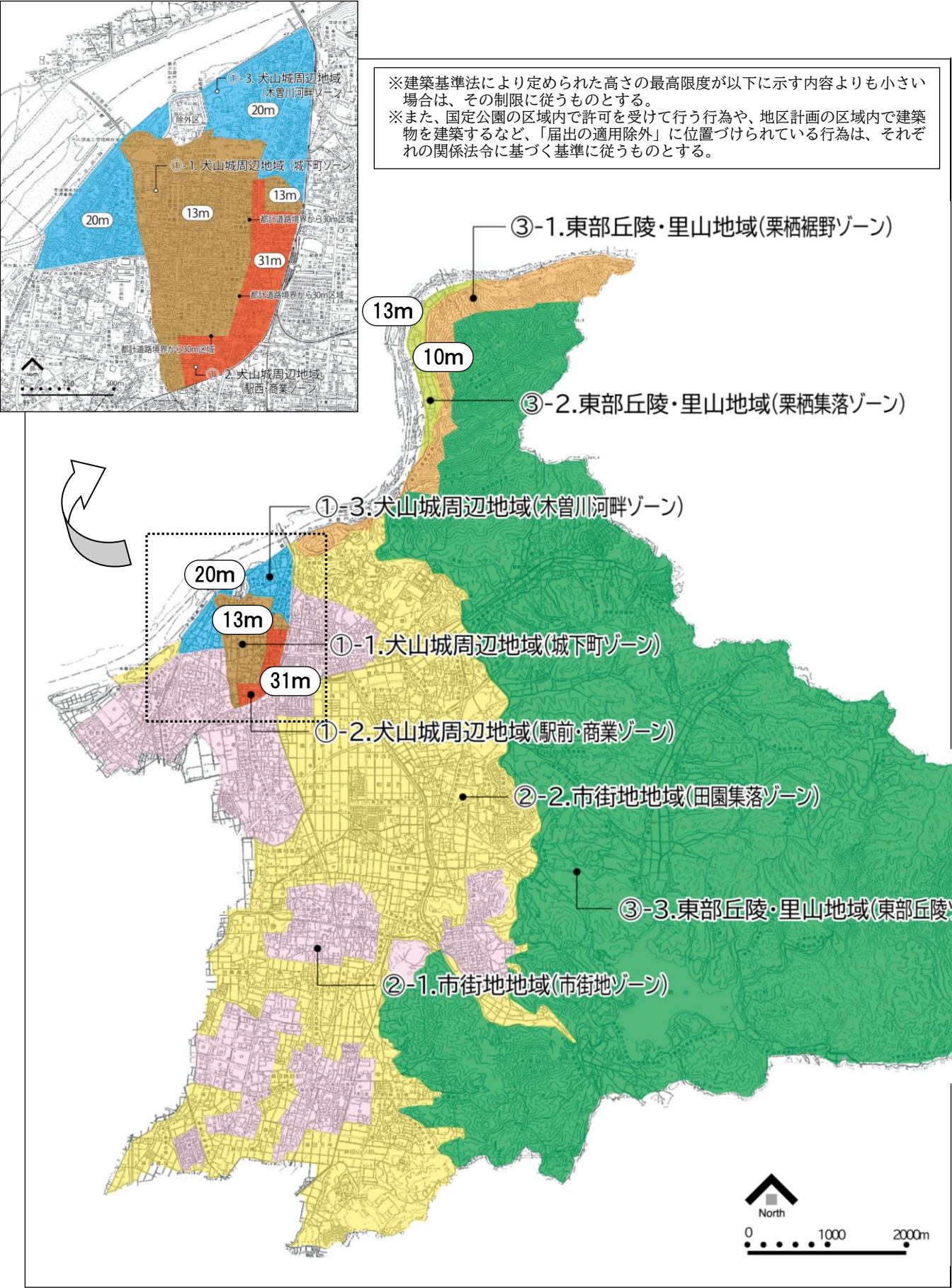
①美しい景観づくりのルール

8つのゾーンでの、建築物に関する美しい景観づくりのルールを一覧で整理すると、次頁のとおりとなります。

表図 建築物に関する美しい景観づくりのルール

地域・ゾーン		高さ	形態・意匠	
①犬山城周辺地域	1.城下町ゾーン	13m	意匠	●周囲の歴史的なまちなみ景観との調和に配慮し、外観に用いる色彩は落ち着いた低彩度※1のものを用いる。 ●夜間において、過剰な照明やサインなどは控え、周辺の景観と調和するよう配慮する。
			建具	●外壁や周囲の建築物と調和した色（黒色、茶色、木系色）や素材の建具枠を用いるよう努める。
			設備機器	●空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか格子などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ●給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ●太陽光パネルは道路から見えない部分へ設置するよう努め、屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。
			壁面位置	●壁面の位置を道路境界線または隣接する建築物の壁面位置にそえ、まちなみの連続性を保つよう努める。
			屋根	●屋根の形状は以下のとおりとするよう努める。 ・切妻平入り ・道路に向かう勾配屋根 ・日本瓦葺き（黒色または銀鼠色）
			外壁	●漆喰塗り、下見板張り、または漆喰調、木目調仕上げとするよう努める。
			駐車場	●駐車場の設置は、可能な限り、建築物の道路に面する部分以外に設けるか、ビルトインガレージや格子戸や板塀を設けるなどして、まちなみの連続性を保つ。
			開口部	●開口部には格子を用いるよう努める。
	2.駅西・商業ゾーン	31m	門・塀	●建築物を道路境界から後退させて建築する場合は、可能な限り道路に面する部分に周囲の建築物と調和した板塀などを設ける。
			意匠	●周囲の景観に著しく影響を及ぼさないような形態・意匠とするよう配慮する。
			壁面位置	●壁面の位置を道路境界線または隣接する建築物の壁面位置にそえ、まちなみの連続性を保つよう努める。
			屋根	●1階の軒や最上階などの庇に勾配の飾り屋根を設けるよう努める。
②市街地地域	3.木曾川河畔ゾーン	20m	外壁	●まちなみの連続性、統一性を崩さない形態・意匠とし、周囲の建築物と調和した色とするよう努める。 ●空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ●給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ●太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。
			設備機器	●城下町と河畔をつなぐ地域として日本の伝統的な建築物の様式や特徴を取り込むよう努める。 ●対岸からの眺めも意識しながら、犬山城の周囲に見られる緑豊かな自然と木曾川との調和に配慮する。 ●鵜飼や花火などに調和した夜間景観となるような工夫を行うよう努める。
			意匠	●勾配屋根とする、または1階軒や最上階などの庇に勾配の飾り屋根を設けるよう努める。
			屋根	●犬山城やその周囲の自然景観に調和した色とするよう努める。
			外壁	●空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ●給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ●太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。
			設備機器	●木曾川沿いの道路に接する場所では、木曾川側の敷地境界と建築物との境界部分は緑化に努める。
	1.市街地ゾーン	-	緑化	●周囲から突出しない高さとするよう努める。
			高さ	●周囲の景観に著しく影響を及ぼさないようにするとともに、原色などの色を用いないよう努める。
			意匠	●彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の景観と調和するよう努める。 ●仕上げ材は耐久性や耐汚性に優れたものを用いるよう努める。
			屋根・外壁	●空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ●給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ●太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。
			設備機器	●敷地入口付近での緑化に努める。 ●工業系の建築物や主要道路沿線の商業系の建築物においては、敷地内および敷地外周での緑化に努め、豊かな緑の空間を創出するよう努める。
			緑化	●工業系の建築物に付属する駐車場は、道路から見えにくい位置に設けるよう努める。 やむを得ず道路から見える位置に設置する場合は、駐車場の外周などで緑化などとするよう努める。 ●立体駐車場の場合は、建築物の形態・意匠との調和するよう努める。
③東部丘陵・里山地域	2.田園集落ゾーン	-	駐車場	●周囲から突出しない高さとするよう努める。 ただし、歴史的資源の周囲では周辺と調和した低層なものとするよう努める。
			高さ	●外観の意匠は、周囲の景観に著しく影響を及ぼさないようにするとともに、原色などの色は用いないよう努める。
			意匠	●彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の景観と調和するよう努める。 ●仕上げ材は耐久性や耐汚性に優れたものを用いるよう努める。
			屋根・外壁	●空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ●給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ●太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。
			設備機器	●敷地入口付近での緑化に努める。 ●工業系の建築物や主要道路沿線の商業系の建築物においては、敷地内および敷地外周での緑化に努め、豊かな緑の空間を創出するよう努める。
			緑化	●工業系の建築物に付属する駐車場は、道路から見えにくい位置に設けるよう努める。 やむを得ず道路から見える位置に設置する場合は、駐車場の外周などで緑化などとするよう努める。 ●立体駐車場の場合は、建築物の形態・意匠との調和するよう努める。
	1.栗栖裾野ゾーン	10m	駐車場	●周囲から突出しない高さとするよう努める。 ただし、歴史的資源の周囲では周辺と調和した低層なものとするよう努める。
			高さ	●外観の意匠は、周囲の景観に著しく影響を及ぼさないようにするとともに、原色などの色は用いないよう努める。
			意匠	●彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の景観と調和するよう努める。 ●仕上げ材は耐久性や耐汚性に優れたものを用いるよう努める。
			屋根・外壁	●空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ●給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ●太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。
			設備機器	●敷地入口付近での緑化に努める。 ●工業系の建築物や主要道路沿線の商業系の建築物においては、敷地内および敷地外周での緑化に努め、豊かな緑の空間を創出するよう努める。
			緑化	●工業系の建築物に付属する駐車場は、道路から見えにくい位置に設けるよう努める。 やむを得ず道路から見える位置に設置する場合は、駐車場の外周などで緑化などとするよう努める。 ●立体駐車場の場合は、建築物の形態・意匠との調和するよう努める。
③東部丘陵・里山地域	2.栗栖集落ゾーン	13m	駐車場	●周囲から突出しない高さとするよう努める。 ただし、歴史的資源の周囲では周辺と調和した低層なものとするよう努める。
			高さ	●外観の意匠は、周囲の景観に著しく影響を及ぼさないようにするとともに、原色などの色は用いないよう努める。
			意匠	●彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の景観と調和するよう努める。 ●仕上げ材は耐久性や耐汚性に優れたものを用いるよう努める。
			屋根・外壁	●空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ●給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ●太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。
			設備機器	●敷地入口付近での緑化に努める。 ●工業系の建築物や主要道路沿線の商業系の建築物においては、敷地内および敷地外周での緑化に努め、豊かな緑の空間を創出するよう努める。
			緑化	●工業系の建築物に付属する駐車場は、道路から見えにくい位置に設けるよう努める。 やむを得ず道路から見える位置に設置する場合は、駐車場の外周などで緑化などとするよう努める。 ●立体駐車場の場合は、建築物の形態・意匠との調和するよう努める。
	3.東部丘陵ゾーン	-	駐車場	●周囲から突出しない高さとするよう努める。 ただし、歴史的資源の周囲では周辺と調和した低層なものとするよう努める。
			高さ	●外観の意匠は、周囲の景観に著しく影響を及ぼさないようにするとともに、原色などの色は用いないよう努める。
			意匠	●彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の景観と調和するよう努める。 ●仕上げ材は耐久性や耐汚性に優れたものを用いるよう努める。
			屋根・外壁	●空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ●給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ●太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。
			設備機器	●敷地入口付近での緑化に努める。 ●工業系の建築物や主要道路沿線の商業系の建築物においては、敷地内および敷地外周での緑化に努め、豊かな緑の空間を創出するよう努める。
			緑化	●工業系の建築物に付属する駐車場は、道路から見えにくい位置に設けるよう努める。 やむを得ず道路から見える位置に設置する場合は、駐車場の外周などで緑化などとするよう努める。 ●立体駐車場の場合は、建築物の形態・意匠との調和するよう努める。

※1「低彩度」：マンセル表色系で、R(赤)及びYR(黄赤)系の色彩は彩度を6以下、Y(黄)系の色彩は彩度を4以下、また、その他の色彩は、彩度を概ね2以下とし、周囲の歴史的な建築物が有する色彩と調和したもの。ただし、漆喰などの地域の歴史文化を色濃く表す素材や意匠などを用いる場合はこの限りではない。



②届出対象行為

表 建築物に関する届出対象行為

地域・ゾーン		届出対象行為
		建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
①大山城周辺地域	1.城下町ゾーン	全ての建築物
	2.駅西・商業ゾーン	建築面積 300 ㎡以上又は高さ 12m以上もしくは5階建以上の建築物
	3.木曽川河畔ゾーン	
②市街地地域	1.市街地ゾーン	建築面積 500 ㎡以上又は高さ 15m以上もしくは6階建以上の建築物
	2.田園集落ゾーン	
③東部丘陵・里山地域	1.栗栖裾野ゾーン	建築面積 150 ㎡以上又は高さ 8 m以上もしくは3階建以上の建築物
	2.栗栖集落ゾーン	建築面積 200 ㎡以上又は高さ 10m以上もしくは4階建以上の建築物
	3.東部丘陵ゾーン	



(2)工作物に関するルール

表 工作物に関する美しい景観づくりのルール

項目	景観づくりのルール
位置	●周囲の建築物やまちなみ、樹林や田園の自然資源等の状況に十分配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。
形態	●工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和に配慮する。 ●建築物と一体に建設を行う場合は、建築物本体の形態や意匠に合わせるよう努める。 ●擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、緑化などに配慮する。
素材	●地域で育まれた歴史や文化などに由来する素材を用いるよう努める。 ●退色しにくい素材を用いるよう努める。
色彩	●周囲の建築物やまちなみ、樹林や田園の自然資源などとの調和に配慮した色彩とし、突出した色彩や不調和な色彩は避けるように努める。

表 工作物に関する届出対象行為

届出対象行為
●工作物の新設、増設、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、または色彩の変更 ●なお、届出基準は、工作物の種類により、別表1のとおりとする。

表 別表1

工作物の種類	届出基準
1. 擁壁、護岸その他これらに類するもの	・高さが5mを超えるもの
2. 煙突その他これらに類するもの	・高さが15mを超えるもの
3. 装飾塔、物見塔、高架水槽その他これらに類するもの	・高さが15mを超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は、その高さが5mを超え、当該建築物の高さとの合計が15mを超えるもの
4. 観覧車、飛行塔、コースター、メリーゴーラウンドなどの遊戯施設	・高さが15mを超えるもの
5. コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラント、その他これらに類する製造施設、自動車車庫の用途に供する立体的な施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設、汚水・汚物処理施設、ごみ処理施設等の処理施設	・高さが15mを超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は、その高さが5mを超え、当該建築物の高さとの合計が15mを超えるもの
6. 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	・高さが20mを超えるもの
7. 高架鉄道、高架道路その他これらに類するもの	・高さが5mを超えるもの
8. 橋梁その他これに類するもの	・幅員が4mを超えるもの ・延長が10mを超えるもの

(3)その他の行為に関するルール

表 その他の行為に関する美しい景観づくりのルールと届出対象行為

種別	景観づくりのルール		届出対象行為
	項目	内容	
開発行為	位置・形態	●現況の地形を可能な限り生かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割するか、または緑化等を図るなどして、周囲に威圧感や圧迫感を与えないよう配慮する。	●開発区域面積が1,500㎡以上のもの
	緑化	●行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和に努める。 ●敷地内にシンボルとなる樹木などがある場合は、それらの資源を極力保全し、また生かした開発を行うよう努める。 ●生物多様性の環境に配慮した緑化に配慮する。	
土石の採取及び鉱物の採掘	位置・形態	●採取および採掘の行為が周囲から容易に望見できないよう、採取位置や採取方法などを配慮する。	●採取面積が3,000㎡以上のもの ●高さ5m以上の法面が生じるもの
	遮蔽	●必要に応じて周囲の景観に配慮した遮蔽板の設置や生垣を設けて採取などの行為が周囲から容易に望見できないように配慮する。 ●ただし、埋め戻しの際には、外部から産業廃棄物などの混入を監視できるように配慮する。	
	緑化	●稜線や山腹などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地形や樹木の保全に努める。 ●行為の結果生じた法面は積極的に緑化し、周囲の景観との調和に配慮する。	
木竹の伐採又は植栽	位置・形態	●周囲の自然景観との調和に配慮して、伐採が必要最小限となるよう努める。 ●遠方からの眺めにおいて、緑の連続がなくならないよう努める。	●伐採面積が3,000㎡以上のもの
	環境	●生物多様性の保全に配慮した行為となるよう努める。	
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	位置・形態	●道路や公園などの公共空間から望見できない位置および規模となるよう配置に努める。	●堆積面積が100㎡以上となるもの ●堆積の高さが5m以上となるもの ●上記のいずれかに該当し、かつ60日以上継続して堆積するもの
	遮蔽	●道路や公園などの公共空間から容易に望見できないように、敷地の周囲に形態意匠に配慮した塀や周囲の自然景観やまちなみに調和した植栽で遮蔽するよう努める。	
太陽光パネルの設置	位置・形態	●既存の周辺景観に配慮し、樹木の伐採は必要最小限に留め、設置角度が一定になるように努める。 ●太陽光パネル及びそのフレームなどは、黒色、濃灰色、濃茶色、濃紺色を用いた低反射素材とし、周囲の景観の中で目立たないように配慮する。	●設置面積が1,000㎡以上となるもの
	遮蔽	●道路や公園などからの近景に配慮し、容易に望見できないように、敷地周囲の自然環境に調和した植栽や、まちなみに調和した塀や格子、生垣、ルーバーなどで遮蔽するよう努める。	

7. 景観形成促進地区

(1) 景観形成促進地区とは

景観形成促進地区とは、「犬山市景観条例」第 10 条(景観形成促進地区の指定)に基づいて、市が、計画的かつ重点的に景観を創造し、または保全する必要があると認め、指定した区域のことを言います。

(2) 景観形成促進地区の指定要件

「景観形成促進地区」は、「犬山市景観条例施行規則(平成 19 年 12 月 26 日 規則第 27 号)」に則り、犬山城周辺地域内の城下町ゾーンにおいて、以下に示す要件を全て満たす場合に指定します。なお、景観形成促進地区内において、景観計画区域における行為の内、景観づくりのルールに適合する行為については、景観助成金の対象とし支援していきます。

- ①一団の土地の所有者及び借地権を有する者（以下「土地所有者等」という。）の代表者から、景観形成促進地区指定の申出書により申出があること。
- ②一団の土地は、町内単位や道路沿線等であって町並みの連続性が確保されているとともに、相当数の建物及び区域面積を有していること。
- ③犬山市景観計画に定める良好な景観形成のためのルールに則して、高さ制限及び一団の土地の概ね 80 パーセント以上の土地所有者等の合意により作成された建築物等の形態・意匠の具体的な基準が定められていること。
- ④当該地区の景観を促進するための期限が、概ね 10 年を限度として定められていること。

(3) 今後の取組み方針

現在すでに指定されている「景観形成促進地区」は、地域住民からの申し出を受けて 10 年を限度に更新を行っていますが、時間の経過によって指定当初の意識の高さが薄れている地域も出てきています。

今後は指定済みの地域はもとより、城前や本町通りなど特に景観の保全を重点的に行う必要な地域については、再度意識啓発を行いながら、さらに強制力のある「景観協定」や「景観地区」などの指定を目指して地域住民との協議を進めていきます。

なお、指定の際には、「景観ルール」に定める建築物等の形態・意匠などについて、その地域特有の具体的な基準について協議を行っていただき、その基準を「景観づくりのルール」に反映させるように申し出てもらうことを条件とします。

また、国宝犬山城と木曽川を眺めることができる木曽川河畔は、犬山市観光戦略においても犬山城から犬山遊園駅までの回遊ルートとなる良好な景観を持つ地域であり、景観保全とにぎわいづくりに関する地域の意識啓発を行いながら、規制・誘導を行うため「景観形成促進地区」の対象地区とすることを目指し検討していきます。

8. 歴史的建築物

(1) 歴史的建築物とは

近年、まちなみ景観への意識や生活様式の変化などにより、伝統的な様式を持つ歴史的な建築物の解体が増えてきています。

これらの歴史的建築物としては、「犬山市景観条例」第 17 条の 2 (歴史的建築物の指定) に基づいて、市が、歴史的なまちなみにおける景観を保全するため、規則で定める区域にある歴史的な様式により建築された建築物(神社、寺院、境界その他これらに類するものを除く。)のうち、特に必要と認め、指定した建築物としています。

なお、「規則に定める区域」とは、「犬山市景観条例施行規則（平成 19 年 12 月 26 日、規則第 27 号）」第 9 条の 2 (歴史的建築物の指定に係る区域) に基づいて、「犬山城周辺地域」としています。

(2) 歴史的建築物の保全と除却

「歴史的建築物」に指定された建築物は、市と所有者などが連携してその保全に努めることを義務付けています。

歴史的建築物の保全に向けて、建築士や不動産事業者など専門家の無料相談や、景観づくりのルールに適合する行為については、景観助成金などの支援をしていきます。

また、所有者などは、当該歴史的建築物を除却しようとする際は、除却しようとする 1 年前までに市に対する届出が義務付けられます。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物の指定の方針

(1) 指定の方針

景観重要建造物は、国宝や重要文化財など、文化財保護法に基づいて指定された建造物には適用されないことから分かるように（景観法第19条第3項）、歴史的または芸術的価値の高さを問うものではなく、地域の良い景観を守り育むという観点から価値を見出して指定するものです。

このため、建築年代は比較的新しくても、地域の良い景観形成の模範となる建造物や、市民に親しまれ、愛されている建造物なども指定の対象となります。

指定された建造物については、指定標識を設置し、所有者等に対し良好な景観を維持するよう適正な管理を求めるとともに、そのための行為の際に助成など、支援していきます。

(2) 指定基準

道路や公園などの公共空間から容易に望見でき、以下に示す項目のいずれかに該当する外観を有した建造物を、所有者の意見を聞いた上で景観重要建造物に指定します。

- ①登録有形文化財※¹に登録されている建造物
- ②地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物
- ③形態意匠に一定の様式美が感じられ、地域の景観上のシンボルとなっている建造物
- ④地域の良好な景観形成の規範となる建造物
- ⑤市民に親しまれ、愛されている建造物

※1：登録有形文化財（建造物の登録基準）

築後50年を経過している建物で、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たすものが対象。

- (1)国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2)造形の規範となっているもの
- (3)再現することが容易でないもの

なお、令和4年12月3日現在で、市内には32カ所151件（うち、博物館明治村内57件）の建造物が登録されています。



現在、登録有形文化財となっているもの（左から、本町・咸英の車山蔵、旧磯部邸、旧奥村邸）

2. 景観重要樹木の指定の方針

(1) 指定の方針

景観重要樹木は、特別史跡名勝天然記念物など、文化財保護法に基づいて指定された樹木には適用されないことから分かるように（景観法第 28 条第 3 項）、学術的な価値の高さを問うものではなく、地域の良好な景観を守り育むという観点から価値を見出して指定するものです。

このため、学術上の価値を有していない樹木であっても、樹高や樹形が地域のシンボルとなっているなど、その外観が地域の景観形成において重要である樹木は指定の対象となります。

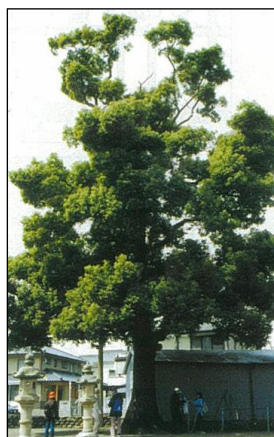
指定された樹木については、指定標識を設置し、地域の財産として所有者等に対し良好な景観を維持するよう適切な管理を求めています。

(2) 指定基準

道路や公園などの公共空間から容易に望見でき、以下に示す項目のいずれかに該当する樹木を、所有者の意見を聞いた上で景観重要樹木に指定します。

- ① 樹高や樹形が地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- ② 昔からの伝承などがあり、地域の歴史的・文化的な遺産としての価値があるもの

※犬山市エコアップリーダー「巨樹巨木調査グループ」が、市内の巨樹・古木を調査し、厳選した 50 本の紹介をしている「犬山市の巨樹・古木 50 選」がある。



愛宕神社のクス



専念寺の大楠



妙感寺のヒガンザクラ

第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する配慮事項

景観は、建築物や工作物だけで構成されているものではなく、さまざまな資源が相互に関連し合い、形成されるものです。その中で屋外広告物は、見る者に強い印象を残すことを目的として設置されるもので、特に趣のある歴史的なまちなみなどでは、景観を大きく左右するものになります。

このため、景観上大きな影響力を持つ屋外広告物に対しても、表示・掲出する物件の設置に関する配慮事項などについて定めるものとします。

配慮事項などに関して、全市的には、市民の暮らしの場を魅力的な地域としていくために、地域の自然や歴史、まちなみなどの状況に配慮して、適切な表示面積、色彩などに関する誘導を行っていくことを基本とします。

その中で、特に「犬山城周辺地域-城下町ゾーン」と「犬山城周辺地域-駅西・商業ゾーン」は、犬山のランドマークである国宝犬山城とその城下町の歴史的な趣を大切に保全していくこと、また、国宝犬山城への玄関口に相応しいにぎわいと活気、品格を創り出していくために、ガイドラインを設けて屋外広告物の積極的な誘導を行います。

1. 地域・ゾーン別の配慮事項

(1) 犬山城周辺地域-城下町ゾーン

町家や寺院などの歴史的な意匠・形態を残す建築物が多く存在する城下町を対象に、国宝犬山城の眺望を守り、引き立てていくため、このゾーンでの屋外広告物の表示・掲出に関する配慮事項を設けます。

このゾーンでは、表示面積は、観光客などがまちなみを散策する場合に必要な最小限の大きさに抑えたものとします。また、表示される色彩は、ゾーン内の歴史的な形態・意匠を持つ建築物の外壁や塀の色などに調和するよう低彩度のものを用いるものとします。さらに、設置位置に関しては、まちなみの連続性や国宝犬山城の眺望に配慮して、軒下への設置を促すとともに、屋上広告物の設置禁止を促すなどの配慮事項を設けるものとします。

(2) 犬山城周辺地域-駅西・商業ゾーン

犬山の主要な玄関口である名鉄犬山駅と犬山口駅周辺の地域を対象に、にぎわいと活気を創出しながら、国宝犬山城と城下町への玄関口としての品格を形成していくため、このゾーンでの屋外広告物の表示・掲出に関する配慮事項を検討します。

このゾーンでは、表示面積を、設置する建築物の規模やまちなみとの調和に配慮して必要最小限のものに抑えたものとします。また、表示される色彩は、低彩度で品格を感じるものに誘導するものとします。さらに、設置位置に関しては、まちなみとの調和に配慮して、周囲のまちなみ景観を遮るような場所に設置されることのないよう努めるなどの配慮事項を検討するものとします。

2. 犬山城下町屋外広告物ガイドライン

犬山城周辺地域-城下町ゾーンでは、前項の「1. 地域・ゾーン別の規制・誘導」を踏まえ、歴史的な意匠・形態を残す建築物が多く存在する城下町の景観の形成を目指すため、看板類やのぼり旗などの屋外広告物を対象とした「犬山城下町屋外広告物ガイドライン」を、令和元年度(2019)に地域住民の皆さんとともに作成しました。

このガイドラインは、犬山城下町固有の景観を維持・形成していくために必要な作法を、「禁止」「配慮」「工夫」「推奨」の4つの視点から整理しているものです。

犬山城周辺地域-城下町ゾーン内で屋外広告物を掲出する際は、「犬山城下町屋外広告物ガイドライン」に沿うよう指導していきます。



図 「犬山城下町屋外広告物ガイドライン」の抜粋

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

美しく魅力ある景観形成を効果的に進めていくためには、行政が公共施設の整備などで景観に対する取組みを先導的に行い、民間の建築などに対して模範となることが重要です。

このため犬山市では、次に掲げる景観重要公共施設(空間)を対象に整備方針を定め、関係諸機関との連携により魅力的な景観形成に取り組んでいくものとします。

なお、ここで定義する景観重要公共施設は「第2章 景観形成の基本的な方針」「4. 骨格をつくる景観形成方針」に示した道路、河川のうち、以下を対象とします。

1. 道路

(1) 犬山城周辺地域⁵内の道路

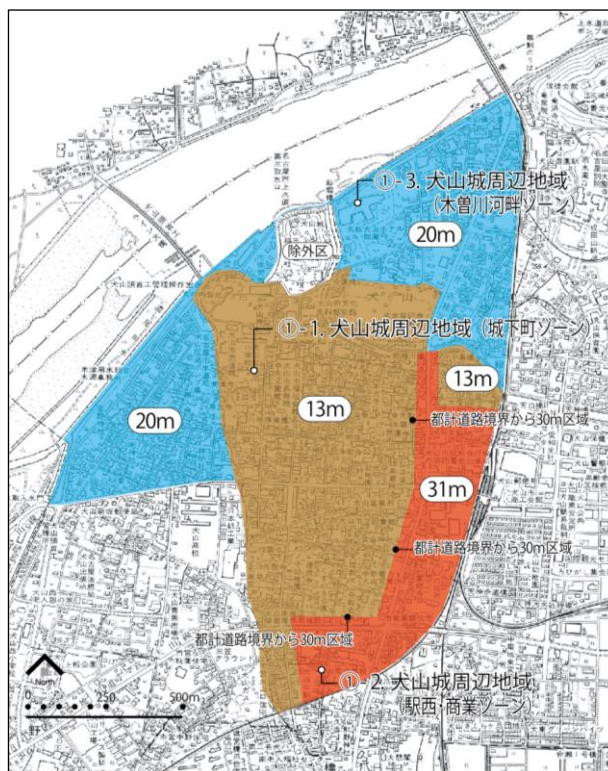
整備方針

城下町ゾーンと駅西・商業ゾーン（いずれも犬山城周辺地域）内の道路は、国宝犬山城の城下町を構成するとともに、名鉄犬山駅などから国宝犬山城に向かう際の観光動線となっています。

このため、これらのゾーンの道路の整備に関しては、以下の事柄を位置づけ、より魅力的な道路空間としていきます。



城下町ゾーン内の道路



犬山城周辺地域

- 歩行者の安全性と快適性に配慮しつつ、歴史的なまちなみと調和した構造や仕上げとする。
- 交通安全施設を設ける場合は、犬山城下町の歴史的なまちなみに調和するよう茶系の色とする。
- 無電柱化や、街路樹の整備について、関係各所と協議を図り、良好な景観づくりを目指す。

⁵ 景観計画区域の構成する地域の1つ。

(2)国道 41 号

整備方針

国道 41 号は、名古屋市と富山市を結ぶ幹線道路で、交通量も多いことから、犬山のイメージを内外に印象づける最も重要な道路の一つです。田園や住宅地などが広がる沿道には、近年、幹線道路沿いの商業施設や派手な屋外広告物が目立つことから、国宝犬山城に代表される歴史・文化や、木曽川、東部丘陵に代表される自然との調和を形成していくことが求められます。

このため、国道 41 号の整備に関しては、以下の事柄を位置づけ、より魅力的な道路空間としていきます。

○道路整備等を行う際には、周辺の自然環境や歴史等の本市が有する景観特性との調和に配慮する。なお、防護柵の設置にあたっては、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」を参考に、景観に配慮することとする。

2. 河川

(1)木曽川

整備方針

木曽川は、清らかな水の流れと岸辺の緑、国宝犬山城の風光明媚な眺めが相まって、雄大な河川景観を形成しています。特に国宝犬山城周辺は、国指定文化財の名勝に指定され、また、国定公園にも指定されていることから、自然景観が比較的良好な状態で保たれており、今後も市民と共に、こうした良好な景観の維持に努め、木曽川の整備に関しては、以下の事柄を位置づけ、より魅力的な河川空間としていきます。



木曽川

○河川整備などを行う際は、周囲の自然景観や歴史などの本市が有する景観特性との調和に配慮する。

(2)五条川、新郷瀬川

整備方針

五条川、新郷瀬川ともに市街地などを流れ、地域住民の散歩コースとして利用されています。四季の移り変わりを楽しめる河川として多くの市民に親しまれていることから、今後も市民と共に、こうした身近に楽しめる自然景観の保全に努め、五条川と新郷瀬川の整備に関しては、以下の事柄を位置づけ、より魅力的な河川空間としていきます。



五条川

○河川整備などを行う際は、周囲の自然景観や歴史などの本市が有する景観特性との調和に配慮する。

(3)郷瀬川

整備方針

郷瀬川は田園や市街地を流れ、国宝犬山城の堀を經由して木曽川へ流れる河川です。特に国宝犬山城の堀に位置する部分は、春には桜が咲き、国宝犬山城への観光と合わせて大勢の観光客でにぎわうことから、今後も市民と共に、城を中心として歴史的な趣の感じられる河川として、景観の保全に努め、郷瀬川の整備に関しては、以下の事柄を位置づけ、より魅力的な河川空間としていきます。



郷瀬川

○河川整備などを行う際は、周囲の自然景観や歴史などの本市が有する景観特性との調和に配慮する。

第7章 景観形成の推進

ここでは、美しい景観づくりを総合的、持続的に推進していく際の組織などについて整理します。

1. 犬山市景観審議会

「犬山市景観計画」において市全域を景観計画区域としていること、また、市内の各地域に見られる景観要素は自然、歴史、生活・産業のそれぞれの視点に伴って多種多様であることなどから、景観の検討を行う対象は広範多岐に渡っています。

このため、景観に関する専門家・関係団体・市民から構成する犬山市景観審議会にて、景観重要建造物の指定や景観計画の変更に関する事柄など、市全域を捉えて美しい景観づくりを総合的かつ計画的に推進します。

2. 木曽川景観協議会

木曽川中流域は、「名勝木曽川」として国の文化財に指定されているように、日本でも有数の景勝地となっています。特に犬山市と各務原市が接する区域は、川幅が狭くなっている上に、川に面して市街地が接近しているため、木曽川を挟んで互いの対岸(市域)を眺める位置関係にあります。

しかし、近年名勝木曽川の範囲を含めた区域での宅地開発や、国宝犬山城の対岸での高層マンション建設などが進み、河川を中心とした自然景観との調和という観点から見ると、今後さらに良好な景観が損なわれることが懸念されます。

そうした状況の中、平成17年8月に、共に景観行政団体である犬山市と各務原市は、木曽川中流域の河川と河川沿いの市街地について良好な景観の保全と創造を図るため、“県”という枠を越えて連携し、木曽川景観基本計画の策定と当該計画に係る事業などを行うことを目的に「木曽川景観協議会」を設立しました。

この協議会では、上記の目的に則り、両市が連携を図りながら一体となり、木曽川と沿川市街地を対象とした景観施策を展開し、木曽川景観の保全と創造を進めるための方針などを記した「木曽川景観基本計画」を策定しました。

なお、現在、この協議会は、景観法第15条に基づく「景観協議会」に移行し、木曽川と沿川市街地での景観形成に対して関係者の協議会への参画により協議を行い、各種の取り組みを引き続き進めていきます。

(景観協議会)

第15条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第92条第1項の規定により指定された景観整備機構（当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。）は、景観協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 第1項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

参考資料：色彩について

第3章に記した「美しい景観づくりのルール」のうち、城下町ゾーンの「意匠」に関するルールでは、「外観に用いる色彩は落ち着いた低彩度ものを用いる。」と定めています。

ここで言う「低彩度」とは、該当するページの脚注で示したとおり、「マンセル表色系で、R(赤)及びY R(黄赤)系の色彩は彩度を6以下、Y(黄)系の色彩は彩度を4以下、またその他の色彩は彩度を概ね2以下とし、周囲の歴史的な建築物が有する色彩と調和したもの」としています。

このR(赤)系、Y R(黄赤)系、Y(黄)系の色とは、上図のマンセル色相環に示したとおりです。

また、それぞれの色において彩度の範囲を、例えばR(赤)系を5 Rで、Y R(黄赤)系を5 Y Rで、Y(黄)系を5 Yで、その他を5 Bで示すと、下図のとおりとなります。

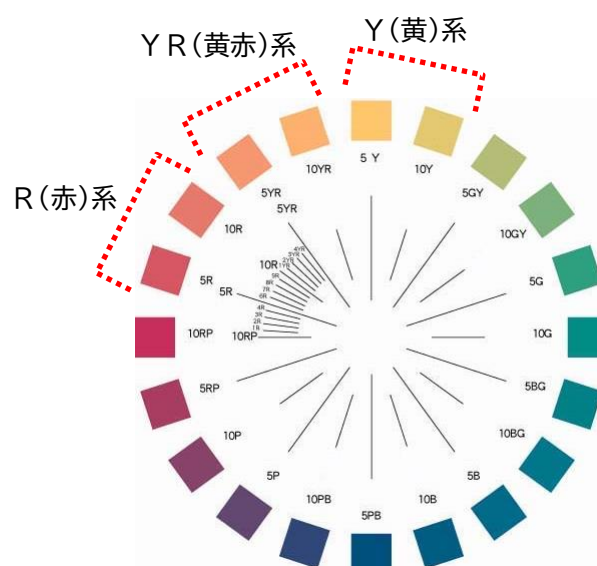
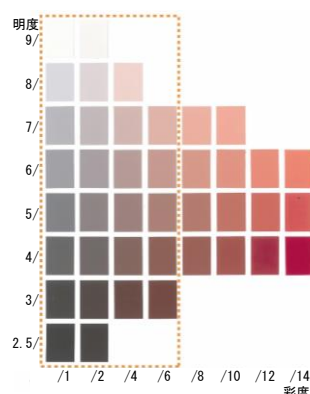
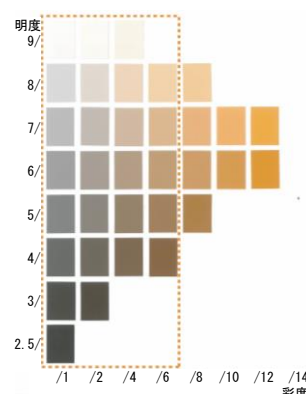


図 マンセル色相環

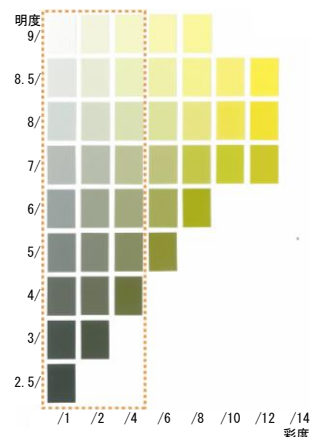
5 R (彩度6以下)



5 Y R (彩度6以下)



5 Y (彩度4以下)



その他の色 (彩度概ね2以下) (例5 B)

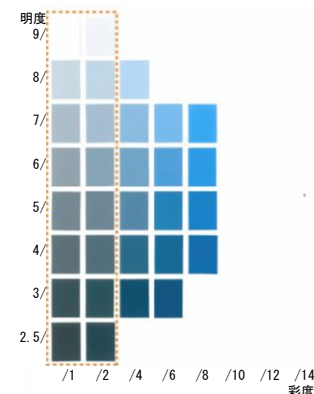


図 マンセル表色系による色相ごとの彩度と明度の関係

～水と緑と歴史のまちを目指して～

犬山市景観計画

平成20年3月 策定

令和 5年3月 改訂

発行 愛知県犬山市

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36

TEL 0568-61-1800（代表）

ホームページ <http://www.city.inuyama.aichi.jp/inuyama/>

編集 犬山市 都市整備部 都市計画課